

特定調達品目及びその判断の基準等の見直し(案)

この基本方針は、国(国会、各省庁、裁判所等)及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第2条第2項の法人を定める政令(平成12年政令第556号)に規定される法人(以下「独立行政法人等」という。)が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務(以下「環境物品等」という。)の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。また、地方公共団体、事業者、国民等についても、この基本方針を参考として、環境物品等の調達の推進に努めることが望ましい。

なお、国がこれまでに定め、実行してきた環境保全に資する各種取組については、この基本方針と連携を図りつつ引き続き適切な実行を図るものとする。

1. 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向【略】

2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

ア. 判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすもの(「特定調達物品等」という。)について、それぞれの目標の立て方に従って、毎年度、調達目標を設定するものとする。

イ. 判断の基準等の性格

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。

また、すべての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるものであり、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものである。したがって、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、

各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであるので、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要があるのは当然である。

#### ウ．特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

また、今後、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

#### エ．公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。

(2) 各特定調達品目及びその判断の基準等  
別記のとおり。

(3) 特定調達物品等以外の環境物品等

特定調達物品等以外の環境物品等についても、その事務又は事業の状況に応じて、調達方針の中でできる限り幅広く取り上げ、可能な限り具体的な調

達の目標を掲げて調達を推進していくものとする。

特に、役務については、本基本方針で特定調達品目として取り上げたものは少数にとどまるが、特定調達物品等を用いて提供される役務なども場合もあり、環境負荷の低減に潜在的に大きな効果があると考えられることから、各機関においては、これら環境負荷の低減に資する役務についても積極的に調達方針で取り上げていくよう努めるものとする。

また、一般に市販されている物品等のみならず、各機関の特別の注文に応じて調達する物品等についてもそれに伴う環境負荷の低減を図っていくことが重要であることから、かかる特注品についても調達方針で取り上げ、その設計段階等、できるだけ初期の時点で環境負荷の低減の可能性を検討、実施していくことが望まれる。

さらに、各機関において直接調達する物品等にとどまらず、調達した物品等を輸送する際に、低燃費・低公害車による納入や納入量に応じた適切な大きさの自動車の使用を求め、可能な範囲で提出書類を簡素化すること等、調達に伴い発生する環境負荷についても、可能な限り低減を図るよう努めるものとする。

### 3．その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項【略】

### 3. 文具類

#### (1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は、木質の場合は、紙の場合はの要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合はの要件をそれぞれ満たすこと。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p> <p>間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。</p> <p>次の要件を満たすこと。</p> <p>ア．紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ．紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p><u>使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>— 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</li><li>— 材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。</li><li>— 材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</li></ul> <p>注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準(印)を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準(印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみ上記の判断の基準を適用する。</p>
-------	--

スタンプ台	<p>【判断の基準】        主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】        インク又は液が補充できること。</p>
ステープラー（汎用型）	<p>【判断の基準】  <u>主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること（機構部分を除く。）</u>  <u>それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</u></p> <p>【配慮事項】        再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>
ステープラー（汎用型以外）	<p>【配慮事項】  <u>再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。</u></p>

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ステープラー（汎用型）」とは、JIS S 6306の2.に規定するステープラつづり針の種類 10号を使用するハンディタイプのもをいう。また、「ステープラー（汎用型以外）」とは、ステープラー（汎用型）以外のものをいいには、針を用いない方式のものを含む。

2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。

3 「バインダー」とは、MPバインダー、リングバインダー等をいう。

4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。

5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

6 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

7 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

8 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

9 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可

能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分すべてを、消耗部分が交換不可能な場合（ワンウェイ）は、当該部分（インク等）のみを製品全体重量から除く。

10 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を製品全体重量から除く。

11 ダストブローを、引火の危険性があり、安全性の確保を必要とする用途に使用する場合には、当該品目に係る判断の基準は適用しないものとする。なお、その場合においては、オゾン層を破壊する物質及び地球温暖化係数（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 4 条に定められた係数）150 以上の物質が含まれていないものを使用すること。

12 本項の判断の基準の対象となる「メディアケース」は、FD、CD、DVD 及び MO 用とする。

13 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

~~14 「スタンプ台」については、卸売業者や小売業者等が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 22 年度の 1 年間は経過措置とし、この期間においては、文具類共通の判断の基準を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。~~

## (2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

## 5 . O A 機器

### 5 - 1 コピー機等

#### (1) 品目及び判断の基準等

<p>コピー機</p> <p>複合機</p> <p>拡張性のあるデジタルコピー機</p>	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>&lt; 共通事項 &gt;</p> <p>使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア . リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。</p> <p>イ . 特定の化学物質の使用が制限されたコピー機等であること。</p> <p>&lt; 個別事項 &gt;</p> <p>コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機</p> <p>ア . コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。）にあつては、表 1 - 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ . カラーコピー機能を有するコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（大判機を除く。）にあつては、表 2 - 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>ウ . 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機にあつては、表 3 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>複合機（インクジェット方式を除く）</p> <p>ア . 複合機（カラーコピー機能を有するもの及び大判複合機を除く。）にあつては、表 1 - 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ . カラーコピー機能を有する複合機（大判複合機を除く。）にあつては、表 2 - 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>ウ . 大判複合機にあつては、表 3 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>インクジェット方式の複合機</p> <p>ア . インクジェット方式の複合機（大判複合機を除く。）にあつては、表 4 - 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ . インクジェット方式の大判複合機にあつては、表 4 - 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。</p> <p>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用</p>
--	---

又は再生利用システムがあること。

備考) 1 「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行なうシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「再生型機」及び「部品リユース型機」を指す。

1) 「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。

2) 「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。

2 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。

3 特定の化学物質の使用については、JIS C 0950:2008 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)の含有率基準値以下とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。

4 「大判コピー機」「大判複合機」及び「拡張性のある大判デジタルコピー機」とは、幅が406mm以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

6 リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して調達を行う各機関が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断の基準の共通事項A及びBについて併記すること。

7 コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。

8 リユースに配慮したコピー機等の判断の基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから、表1-1、表1-2、表2-1、表2-2、表3、表4-1及び表4-2の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、引き続き表6-1から表6-6の該当する要件を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

~~9 コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機については、平成22年度の1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成24年2月13日変更閣議決定)のコピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機に係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。~~



表 1 - 1 コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm 15	1.0	要件の適用なし
15 < ipm 24	0.10 × ipm - 0.5	
24 < ipm 40		0.35 × ipm - 10.3
40 < ipm 44		
44 < ipm 82		
82 < ipm	0.70 × ipm - 39.0	購入時において標準装備

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm (分当たりの画像数)とは、1分間に A4 又は 8.5" × 11"の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 用紙と 8.5" × 11"用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。以下表 1 - 2、表 2 - 1、表 2 - 2、表 3、表 4 - 1 及び表 4 - 2 において同じ。

2 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表 2 - 3 の 3 . ( 1 )」による。以下表 1 - 2、表 2 - 1 及び表 2 - 2 において同じ。

表 1 - 2 複合機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm 10	1.5	要件の適用なし
10 < ipm 24	0.10 × ipm + 0.5	
24 < ipm 26		0.35 × ipm - 6.0
26 < ipm 44		
44 < ipm 68		
68 < ipm	0.70 × ipm - 30.0	購入時において標準装備

表 2 - 1 カラーコピー機能を有するコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm 19	0.10 × ipm + 2.8	要件の適用なし
19 < ipm 32		購入時において標準装備又は任意の付属品
32 < ipm 39	0.35 × ipm - 5.2	購入時において標準装備
39 < ipm 58		
58 < ipm	0.70 × ipm - 26.0	

表 2 - 2 カラーコピー機能を有する複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm 19	0.10 × ipm + 3.5	要件の適用なし
19 < ipm 26		購入時において標準装備又は任意の付属品
26 < ipm 39	0.35 × ipm - 3.0	購入時において標準装備
39 < ipm 62		
62 < ipm	0.70 × ipm - 25.0	

表3 大判コピー機、拡張性のある大判デジタルコピー機又は大判複合機に係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 ( ipm )	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm 30	30分	30W	1W
30 < ipm	60分		

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表4 - 1 及び表4 - 2 において同じ。

2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表5の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表4 - 1 及び表4 - 2 において同じ。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則別表2 - 3の3.(2)」による。以下表4 - 1 及び表4 - 2 において同じ。

表4 - 1 インクジェット方式の複合機に係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 ( ipm )	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm 10	15分	1.4W	1W
10 < ipm 20	30分		
20 < ipm	60分		

表4 - 2 インクジェット方式の大判複合機に係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 ( ipm )	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm 30	30分	15W	1W
30 < ipm	60分		

表 5 追加機能及びその許容値

種 類	第 1 許容値 (W)	第 2 許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード / カメラ / 記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部記憶装置 (ストレージ) ドライブ (SCSI 等の外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	-	0.2
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 又はその他技術のランプを使用するスキャナ	-	0.5
PC がないと印刷 / 複写 / スキャンができない、PC を基本とするシステム	-	-0.5
コードレス電話用通信システム	-	0.8
内部メモリ容量	-	1GB ごとに 1.0W
電源装置の定格出力 / PSOR (許容値は表 4 - 1 の製品にのみ適用される)	-	PSOR > 10W の場合 0.02 x (PSOR - 10W)

備考) 「第 1 許容値」とは、コピー機等のスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第 2 許容値」とは、コピー機等のスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

表 6 - 1 リユースに配慮したコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM : 1 分当たりの コピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー 機能
0 < CPM 20	-	-	-	5W	30 分	推奨
20 < CPM 44	3.85 x CPM+5W	15 分	30 秒	15W	60 分	必須
44 < CPM	3.85 x CPM+5W	15 分	30 秒 (推奨)	20W	90 分	必須

備考) 1 「コピー速度」とは、1 分当たりのコピー枚数 (CPM) をいう。以下表 6 - 2 において同じ。  
両面コピーについてはコピー枚数を 2 枚と計算する。  
大判コピー機を除くコピー機については、A4 サイズの用紙を用いた場合のコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの 1 分当たりのコピー枚数を次のように A4 サイズの用紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。

- A2 サイズの用紙は、コピー枚数を 4 倍すること。
- A1 サイズの用紙は、コピー枚数を 8 倍すること。
- A0 サイズの用紙は、コピー枚数を 16 倍すること。

- 2 「両面コピー機能」とは、自動的に両面をコピー又は画像出力することができる機能とする。以下表6-3及び表6-5において同じ。
- 3 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表6-3及び表6-5において同じ。
- 4 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表6-3及び表6-5において同じ。
- 5 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下表6-2から表6-6において同じ。
- 6 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下表6-2、表6-5及び表6-6において同じ。
- 7 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成18年1月1日施行）別表第2による。以下表6-2から表6-6において同じ。
- 8 低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は、オフモードを備える必要はない。以下表6-2、表6-5及び表6-6において同じ。

表6-2 リユースに配慮した大判コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM：1分当たりの コピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間
0 < CPM 40	-	-	-	10W	30分
40 < CPM	3.85 × CPM+5W	15分	30秒 (推奨)	20W	90分

表6-3 リユースに配慮した複合機（カラーコピー機能を有するものを含む。）に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm：1分当たりの 画像出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	スリープ モード 消費電力	スリープ モード への移行時間	両面 コピー 機能
0 < ipm 10	-	-	25W	15分	推奨
10 < ipm 20	-	-	70W	30分	推奨
20 < ipm 44	3.85 × ipm+50W	30秒	80W	60分	必須
44 < ipm 100	3.85 × ipm+50W	30秒(推奨)	95W	90分	必須
100 < ipm	3.85 × ipm+50W	30秒(推奨)	105W	120分	必須

- 備考) 1 「スリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表6-4について同じ。
- 2 低電力モードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は、スリープモードを備える必要はない。以下表6-4において同じ。
  - 3 低電力モードへの移行時間は出荷時に15分以下にセットする。以下表6-4から表6-6において同じ。

表 6 - 4 リユースに配慮した大判複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm : 1分当たりの 出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	スリープモード 消費電力	スリープモード への移行時間
0 < ipm 40	-	-	70W	30分
40 < ipm	4.85 × ipm + 50W	30秒(推奨)	105W	90分

表 6 - 5 リユースに配慮した拡張性のあるデジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm : 1分当たりの 画像出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー 機能
0 < ipm 10	-	-	5W	15分	推奨
10 < ipm 20	-	-	5W	30分	推奨
20 < ipm 44	3.85 × ipm + 5W	30秒	15W	60分	必須
44 < ipm 100	3.85 × ipm + 5W	30秒(推奨)	20W	90分	必須
100 < ipm	3.85 × ipm + 5W	30秒(推奨)	20W	120分	必須

表 6 - 6 リユースに配慮した拡張性のある大判デジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の  
基準

画像再生速度(ipm : 1 分当たりの画像出力枚 数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	オフモード 消費電力	オフモードへの 移行時間
0 < ipm 40	-	-	65W	30分
40 < ipm	4.85 × ipm + 45W	-	100W	90分

(2) 目標の立て方

当該年度のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 5 - 2 電子計算機

### (1) 品目及び判断の基準等

電子計算機	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p><u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u></p> <p><u>ア.サーバ型電子計算機にあっては、エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。</u></p> <p><u>イ.クライアント型電子計算機にあっては、エネルギー消費効率が表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。</u></p> <p>特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>一般行政事務用ノートパソコンにあっては、二次電池（バッテリー）の駆動時間が必要以上に長くないこと。</p> <p>一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。</p> <p>筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること、又は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p> <p>筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。</p> <p>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p> <p>製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。</p>
-------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。

複合理論性能が1秒につき 520 万メガ演算以上のもの

256 を超えるの プロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの

入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものに限る。）が512本以上のもの

演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの

複合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの

専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるもの

のであって、磁気ディスク装置を有し内蔵していないもの

2 「サーバ型電子計算機」とは、ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。

3 「クライアント型電子計算機」とは、サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。

2-4 判断の基準 については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める基準による。なお、同 JIS の付属書 B の除外項目に該当するものは、特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする。

3-5 「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの（携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものは除く。）をいう。

4-6 「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PC カード、S-ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。

ア．内蔵モデム、無線 LAN、FDD、CD/DVD、MO 等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。

イ．周辺機器を接続するための USB インターフェイスを複数備えていること。

5-7 一般行政事務用ノートパソコンの二次電池（バッテリー）に必要な駆動時間とは、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する（シャットダウン）ための時間が確保されていることをいう。

6-8 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

7-9 「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

8-1.0 植物を原料とするプラスチックを使用する場合にあっては、次の事項が担保されていること。

ア．環境負荷低減効果に係る情報が開示・公表されていること。

イ．使用済製品の回収及びリサイクルのシステムがあること。

ウ．リサイクルの阻害要因とならないよう、植物を原料とするプラスチックの使用部位に関する情報開示がなされていること。

9-1.1 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

イ．調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。

ウ．マニュアルやリカバリ CD 等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。

表—電子計算機に係るその種別等の区分ごとの基準エネルギー消費効率

電子計算機の種別	区 分		基準エネルギー消費効率
	入出力用信号伝送路の本数	主記憶容量	
サーバ型電子計算機	64本以上		—3.1
	8本以上64本未満		—0.079
	4本以上8本未満	46ギガバイト以上	—0.074
		46ギガバイト未満	—0.068
	4本未満	46ギガバイト以上	—0.053
		4ギガバイト以上16ギガバイト未満	—0.039
		2ギガバイト以上4ギガバイト未満	—0.024
	2ギガバイト未満	—0.016	
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型以外のもの	2本以上4本未満	6ギガバイト未満	—0.027
	2本未満	2ギガバイト以上6ギガバイト未満	—0.0048
		2ギガバイト未満	—0.0038
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のもの		1ギガバイト以上6ギガバイト未満	—0.0026
		1ギガバイト未満	—0.0022

備考) 1—「サーバ型電子計算機」とは、クライアント型電子計算機以外のものをいう。

2—「入出力用信号伝送路本数」は、演算処理装置と主記憶装置とを接続する信号伝送路(当該信号伝送路と同等の転送能力を有するその他の信号伝送路を含む)から直接分岐するもの又はそれに接続される信号伝送路分割器から直接分岐するものであって、グラフィックディスプレイポート又はキーボードポートのみを介して外部と接続されるもの以外のもののうち、最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものの本数をいう。

3—「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用され得るものをいう。

4—「クライアント型電子計算機」とは、グラフィックディスプレイポート及びキーボードポートを有するもの(グラフィックディスプレイポートに換えてディスプレイ装置を内蔵しているもの又はキーボードポートに換えてキーボードを内蔵しているものを含む)であって、主記憶容量が6ギガバイト未満かつ入出力用信号伝送路本数が4本未満のものをいう。

5—エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第50号(平成18年3月29日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。



表1 サーバ型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

CPUの種別	区分		基準エネルギー消費効率
	I/O スロット数	CPU ソケット数	
専用 CISC	32 未満		1.950
	32 以上		2.620
RISC	8 未満		13
	8 以上 40 未満		31
	40 以上		140
IA64	10 未満		6.2
	10 以上		22
IA32	0		1.3
	1 以上 7 未満	2 未満	1.2
		2 以上 4 未満	1.9
		4 以上	6.7
	7 以上		7.4

- 備考) 1 「専用 CISC」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPUのうち、電子計算機毎に専用に設計されたものをいう。
- 2 「RISC」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU 以外の CPU をいう。
- 3 「IA64」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPUのうち、専用 CISC 以外のものであって、64 ビットアーキテクチャのものをいう。
- 4 「IA32」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPUのうち、専用 CISC 以外のものであって、32 ビットアーキテクチャのものをいう。
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 74 号(平成 22 年 3 月 31 日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表2 クライアント型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

クライアント型電子計算機の電源 及びメモリチャンネル数の種別	区 分			基準エネルギー 消費効率
	主記憶容量	独立型 GPU	画面サイズ	
電池駆動型のものであってメモリ チャンネル数が2以上のもの	16ギガバイト以上			2.25
	4ギガバイト超 16ギガバイト未満			0.34
	4ギガバイト以下	搭載	17型以上	0.31
			17型未満	0.21
		非搭載	12型以上 17型未満	0.15
			12型未満	0.21
電池駆動型以外のものであって メモリチャンネル数が2以上のも ののうち電源装置にACアダプ ターを用いるもの				0.29
電池駆動型以外のものであって メモリチャンネル数が2以上のも ののうち電源装置にACアダプ ターを用いないもの	16ギガバイト以上			2.25
	4ギガバイト超	搭載		0.51
	16ギガバイト未満	非搭載		0.64
	4ギガバイト以下			0.53
メモリチャンネル数が2未満のもの				0.51

備考) 1 「メモリチャンネル数」とは、メモリコントローラから分岐する主記憶装置へのバスインターフェースの論理チャンネルの数をいう。

2 「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用され得るものをいう。

3 「独立型 GPU」とは、画像データ処理用のプロセッサのうち、専用のローカルメモリを有するものをいう。

4 「画面サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点第2位以下を四捨五入した数値をいう。

5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第74号(平成22年3月31日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

### 5 - 3 プリンタ等

#### (1) 品目及び判断の基準等

<p>プリンタ</p> <p>プリンタ / ファクシミリ兼用機</p>	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>プリンタ又はプリンタ / ファクシミリ兼用機（大判プリンタを除く。）にあつては、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア．モノクロプリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあつては、表 1 - 1 に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ / ファクシミリ兼用機にあつては、表 1 - 2 に示された区分ごとの基準。</p> <p>イ．カラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあつては、表 2 - 1 に示された区分ごとの基準。カラープリンタ / ファクシミリ兼用機にあつては、表 2 - 2 に示された区分ごとの基準。</p> <p>ウ．インクジェット方式のプリンタにあつては、表 3 に示された区分ごとの基準。</p> <p>エ．インパクト方式のプリンタにあつては、表 4 に示された区分ごとの基準。</p> <p>大判プリンタのうちインクジェット方式のものにあつては、表 5 - 1 に示された区分ごとの基準、それ以外のものにあつては、表 5 - 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>紙の使用量を削減できる機能を有すること。</p> <p>製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
-------------------------------------	--

備考) 1 「大判プリンタ」とは、幅が 406mm 以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2 又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

3 プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合は、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。

~~4 プリンタ、プリンタ / ファクシミリ兼用機については、平成 22 年度の 1 年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」~~

~~(平成24年2月13日変更閣議決定)のプリンタ、プリンタ/ファクシミリ兼用機に係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。~~

表1-1 モノクロプリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm 15	1.0	要件の適用なし
15 < ipm 24	0.10 × ipm - 0.5	
24 < ipm 40		0.35 × ipm - 10.3
40 < ipm 44	0.70 × ipm - 39.0	
44 < ipm 82		
82 < ipm		

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm (分当たりの画像数)とは、1分間に A4 又は 8.5" × 11"の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 用紙と 8.5" × 11"用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。以下表 1 - 2、表 2 - 1、表 2 - 2、表 3、表 4、表 5 - 1 及び表 5 - 2 において同じ。

2 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表 2 - 3 の 3 .( 1 )」による。以下表 1 - 2、表 2 - 1 及び表 2 - 2 において同じ。

表1-2 モノクロプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm 10	1.5	要件の適用なし
10 < ipm 24	0.10 × ipm + 0.5	
24 < ipm 26		0.35 × ipm - 6.0
26 < ipm 44	0.70 × ipm - 30.0	
44 < ipm 68		
68 < ipm		

表2-1 カラープリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm 19	0.10 × ipm + 2.8	要件の適用なし
19 < ipm 32		購入時において標準装備又は任意の付属品
32 < ipm 39	0.35 × ipm - 5.2	
39 < ipm 58		
58 < ipm	0.70 × ipm - 26.0	

表2 - 2 カラープリンタ/ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 ( ipm )	基準 ( kWh )	自動両面印刷機能要件
ipm 19	0.10 × ipm + 3.5	要件の適用なし
19 < ipm 26		購入時において標準装備又は任意の付属品
26 < ipm 39		
39 < ipm 62		
62 < ipm	0.70 × ipm - 25.0	購入時において標準装備

表3 インクジェット方式のプリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 ( ipm )	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm 10	5分	1.4W	1W
10 < ipm 20	15分		
20 < ipm 30	30分		
30 < ipm	60分		

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表4、表5 - 1及び表5 - 2において同じ。

2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表6の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表4、表5 - 1及び表5 - 2において同じ。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則別表2 - 3の3.(2)」による。以下表4、表5 - 1及び表5 - 2において同じ。

表4 インパクト方式のプリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 ( ipm )	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm 10	5分	4.6W	1W
10 < ipm 20	15分		
20 < ipm 30	30分		
30 < ipm	60分		

表5 - 1 インクジェット方式の大判プリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 ( ipm )	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm 30	30分	15W	1W
30 < ipm	60分		

表5 - 2 インクジェット方式以外の大判プリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm 30	30分	14W	1W
30 < ipm	60分		

表6 追加機能及びその許容値

種 類	第1許容値 (W)	第2許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード / カメラ / 記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部記憶装置 (ストレージ) ドライブ (SCSI 等の外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	-	0.2
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 又はその他技術のランプを使用するスキャナ	-	0.5
PC がないと印刷 / 複写 / スキャンができない、PC を基本とするシステム	-	-0.5
コードレス電話用通信システム	-	0.8
内部メモリ容量	-	1GB ごとに 1.0W
電源装置の定格出力 / PSOR (許容値は表3及び表4の製品にのみ適用される)	-	PSOR > 10W の場合 $0.02 \times (PSOR - 10W)$

備考) 「第1許容値」とは、プリンタのスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、プリンタのスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

## (2) 目標の立て方

当該年度のプリンタ及びプリンタ / ファクシミリ兼用機の調達 (リース・レンタル契約を含む。) 総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

## 5 - 4 ファクシミリ

### (1) 品目及び判断の基準等

ファクシミリ	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。          カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。          インクジェット方式のファクシミリにあつては、表3に示された基準を満たすこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。          分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。          一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。          製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--------	--

備考) 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

2—ファクシミリについては、平成22年度の1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成21年2月13日変更閣議決定）のファクシミリに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。

表1 モノクロファクシミリに係る標準消費電力の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
ipm 15	1.0
15 < ipm 40	0.10 × ipm - 0.5
40 < ipm 82	0.35 × ipm - 10.3
82 < ipm	0.70 × ipm - 39.0

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm（分当たりの画像数）とは、1分間に A4 又は 8.5" × 11" の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 用紙と 8.5" × 11" 用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。表2において同じ。

2 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表2 - 3の3.(1)」による。表2において同じ。

表2 カラーファクシミリに係る標準消費電力の基準

製品速度 ( ipm )	基準 ( kWh )
ipm 32	$0.10 \times \text{ipm} + 2.8$
$32 < \text{ipm} \leq 58$	$0.35 \times \text{ipm} - 5.2$
$58 < \text{ipm}$	$0.70 \times \text{ipm} - 26.0$

表3 インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
5分	1.4W	1W

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表4の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則別表2-3の3.(2)」による。



表4 追加機能及びその許容値

種 類	第1許容値(W)	第2許容値(W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置(カード/カメラ/記憶装置等)が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部記憶装置(ストレージ)ドライブ(SCSI等外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	-	0.2
冷陰極蛍光灯(CCFL)又はその他技術のランプを使用するスキャナ	-	0.5
PCがないと印刷/複写/スキャンができない、PCを基本とするシステム	-	-0.5
コードレス電話用通信システム	-	0.8
内部メモリ容量	-	1GBごとに 1.0W
電源装置の定格出力/PSOR(許容値は表3の製品にのみ適用される)	-	PSOR > 10Wの場合 0.02 × (PSOR - 10W)

備考)「第1許容値」とは、ファクシミリのスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、ファクシミリのスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

## (2) 目標の立て方

当該年度のファクシミリの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

## 5 - 5 スキャナ

### (1) 品目及び判断の基準等

スキャナ	<p><b>【判断の基準】</b> 表 1 に示された基準を満たすこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
------	--

備考) 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

~~2 スキャナについては、平成 22 年度の 1 年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成 21 年 2 月 13 日変更閣議決定)のスキャナに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。~~

表 1 スキャナに係るスリープ移行時間、スキャンニングエンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	スキャンニングエンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
15 分	4.3W	1W

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2 スリープ時消費電力の基準は、本表のスキャンニングエンジンのスリープ消費電力に表 2 の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則別表 2 - 3 の 3 .( 2 )」による。

表2 追加機能及びその許容値

種 類	第1許容値(W)	第2許容値(W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置(カード/カメラ/記憶装置等)が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート(インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部記憶装置(ストレージ)ドライブ(SCSI等外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	-	0.2
冷陰極蛍光灯(CCFL)又はその他技術のランプを使用するスキャナ	-	0.5
PCがないと印刷/複写/スキャンができない、PCを基本とするシステム	-	-0.5
コードレス電話用通信システム	-	0.8
内部メモリ容量	-	1GBごとに 1.0W

備考)「第1許容値」とは、スキャナのスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、スキャナのスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

## (2) 目標の立て方

当該年度のスキャナの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

## 5 - 6 磁気ディスク装置

### (1) 品目及び判断の基準等

磁気ディスク装置	<p><b>【判断の基準】</b> エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。

記憶容量が1ギガバイト以下のもの

ディスクの直径が40mm以下のもの

最大データ転送速度が1秒につき270ギガバイトを越えるもの

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区 分		基準エネルギー消費効率の算定式
磁気ディスク装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能	
単体ディスク	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 28.6)$
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 29.3)$
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が4枚以上のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 29.5)$
	ディスクサイズが50mm超75mm以下であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 28.6)$
	ディスクサイズが50mm超75mm以下であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 29.4)$
	ディスクサイズが50mm超75mm以下であってディスク枚数が4枚以上のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 29.8)$
	ディスクサイズが40mm超50mm以下であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 27.2)$
	ディスクサイズが40mm超50mm以下であってディスク枚数が2枚以上のもの	$E = \text{Exp}(2.98 \times \ln(N) - 28.8)$
サブシステム		$E = \text{Exp}(2.00 \times \ln(N) - 19.7)$

備考) 1—基準エネルギー消費効率算定式中のNは、磁気ディスクの回転数(rpm)を表す。

2—lnは底をeとする対数を表す。

3—エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第51号(平成18年3月29日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

区 分				基準エネルギー消費効率の算定式	
磁気ディスク装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能	回転数	用途		
単体ディスク	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が1枚のもの			$E = \text{exp}(2.98 \times \ln(N) - 30.8)$	
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの			$E = \text{exp}(2.98 \times \ln(N) - 31.2)$	
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が4枚以上のもの			$E = \text{exp}(2.11 \times \ln(N) - 23.5)$	
	ディスクサイズが50mm超75mm以下であってディスク枚数が1枚のもの		5000回毎分以下		$E = \text{exp}(2.98 \times \ln(N) - 29.8)$
			5000回毎分超6000回毎分以下		$E = \text{exp}(2.98 \times \ln(N) - 31.2)$
			6000回毎分超		$E = \text{exp}(4.30 \times \ln(N) - 43.5)$
	ディスクサイズが50mm超75mm以下であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの		5000回毎分以下		$E = \text{exp}(2.98 \times \ln(N) - 31.5)$
			5000回毎分超6000回毎分以下		$E = \text{exp}(2.98 \times \ln(N) - 32.2)$
			6000回毎分超		$E = \text{exp}(4.58 \times \ln(N) - 46.8)$

	<u>ディスクサイズが50mm超75mm以下であってディスク枚数が4枚以上のもの</u>			<u><math>E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.9)</math></u>
	<u>ディスクサイズが40mm超50mm以下であってディスク枚数が1枚のもの</u>			<u><math>E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.2)</math></u>
	<u>ディスクサイズが40mm超50mm以下であってディスク枚数が2枚以上のもの</u>			<u><math>E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.9)</math></u>
<u>サブシステム</u>			<u>メインフレームサーバ用のもの</u>	<u><math>E = \exp(1.85 \times \ln(N) - 18.8)</math></u>
			<u>メインフレームサーバ用以外のもの</u>	<u><math>E = \exp(1.56 \times \ln(N) - 17.7)</math></u>

備考) 1 「メインフレームサーバ」とは、専用 CISC (ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU のうち、電子計算機毎に専用に設計されたものをいう。) が搭載されたサーバ型電子計算機 (ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。) をいう。

2 E 及び N は次の数値を表すものとする。

E : 基準エネルギー消費効率

N : 回転数 (単位 : 回毎分)

3 ln は底を e とする対数を表す。

4 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 75 号 (平成 22 年 3 月 31 日) の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

## (2) 目標の立て方

当該年度の磁気ディスク装置の調達 (リース・レンタル契約を含む。) 総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

## 5 - 7 ディスプレイ

### (1) 品目及び判断の基準等

<p>ディスプレイ</p>	<p><b>【判断の基準】</b>          表に示された基準を満たすこと。          動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻る事。          特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p><b>【配慮事項】</b>          使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。          資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。          一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。          製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
---------------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、主としてコンピュータの表示装置として使用する標準的なものであって、可視対角線画像サイズが60インチ以下のものとする。

2 判断の基準 については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める基準による。なお、同 JIS の付属書 B の除外項目に該当するものは、特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

4 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

~~5 ディスプレイについては、平成 22 年度の 1 年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日変更閣議決定）のディスプレイに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。~~

表 ディスプレイに係るモード別消費電力の基準

	オンモード 消費電力 (W)	スリープモード 消費電力 (W)	オフモード 消費電力 (W)
対角線画面サイズ 30 インチ未満 画面解像度 1.1MP 以下	$6 \times MP + 0.05 \times A + 3$	2	1
対角線画面サイズ 30 インチ未満 画面解像度 1.1MP 超	$9 \times MP + 0.05 \times A + 3$		
対角線画面サイズ 30 インチ以上 60 インチ以下	$0.27 \times A + 8$		

備考) 1 「MP」はディスプレイ解像度(メガピクセル)を、「A」は可視画面面積(平方インチ)をそれぞれ表す。

2 「オンモード」とは、ディスプレイが電源に接続され、すべての機械的(ハード)電源スイッチが入っており、主機能である画像の表示を実行している状態をいう。また、オンモード消費電力は、算定式の算定結果の小数点以下第2位を四捨五入したものとする。

3 「スリープモード」とは、ディスプレイが電源に接続され、すべての機械的(ハード)電源スイッチが入っており、接続されている機器からの信号受信、又はスリープタイマーや占有センサーのような内部機能の誘因事象により低電力モードに入っている状態(接続されている機器からの信号受信又は内部機能の誘因事象により、当該モードから復帰可能であること)をいう。

4 「オフモード」とは、ディスプレイが電源に接続され、電源スイッチによる起動を待機し、いかなる機能も提供していない状態(使用者が当該モードから復帰させるために機械的スイッチを操作しなければならない)をいう。

5 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則別表2-2」による。

## (2) 目標の立て方

当該年度のディスプレイの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。



### 5 - 1 3 カートリッジ等

#### (1) 品目及び判断の基準等

トナーカートリッジ	<p><b>【判断の基準】</b>          使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。          回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が製品全体質量（トナーを除く）の50%以上であること。          回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が製品全体質量（トナーを除く）の95%以上であること。          回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。          トナーの化学安全性が確認されていること。          感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。          使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p><b>【配慮事項】</b>  <u>回収したトナーカートリッジの筐体のプラスチックが、材料として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。</u>          — 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
インクカートリッジ	<p><b>【判断の基準】</b>          使用済インクカートリッジの回収システムがあること。  <u>回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が製品全体質量（インクを除く）の25%以上であること。</u>          — 回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が製品全体質量（インクを除く）の95%以上であること。          — 回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。          — インクの化学安全性が確認されていること。          — 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p><b>【配慮事項】</b>  <u>回収したインクカートリッジ部品の再使用又はマテリアルリサイクルの取組がなされていること。</u>          — 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」(以下「カートリッジ等」という。)は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。

2 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせる構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象

とし、トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品は対象外とする。

- 1) 「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。
- 2) 「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。
- 3 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。
  - 1) 「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。
  - 2) 「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。
- 4 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
- 5 「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入されたトナーカートリッジ等の質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。
- 6 「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入されたカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。
- 7 トナーカートリッジに係る判断の基準 及びインクカートリッジに係る判断の基準 の「回収システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
  - ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
  - イ．カートリッジ本体に、製品名及び事業者名（ブランド名なども可）をユーザが見やすいように記載していること。
  - ウ．製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。
- 8 トナーカートリッジに係る判断の基準 及びインクカートリッジに係る判断の基準 — の「適正処理されるシステムがあること」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施する回収システムによって行う処理（事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。）は含まれない。
- 9 トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による。
  - ア．トナー及びインクには、以下の ~ の各物質が意図的に添加されていないこと。

カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケル及びその化合物。ただし、着色剤として用いられる分子量の大きいニッケルの錯化合物を除く。

EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関する EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書 I により次の R 番号の表示が義務付けられている物質

- R40 (発がん性の限定的な証拠がある)
- R45 (発がん性がある)
- R46 (遺伝可能な損害を引き起こす可能性がある)
- R49 (吸入すると発がん性がある)
- R60 (生殖能力に危害を与える可能性がある)
- R61 (胎児に危害を与える可能性がある)
- R62 (場合によっては生殖能力に危害を与える可能性がある)
- R63 (場合によっては胎児に危害を与える可能性がある)
- R68 (不可逆的な危害の可能性はある)

EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書 及び 1999/45/EC により、製品全体として危険シンボルを表示する必要性を生じさせる物質

1 つ以上のアゾ基が分解されて別表 1 に示すアミンを放出する可能性のあるアゾ着色剤 (染料又は顔料)

イ . トナー及びインクに関し、Ames 試験において陰性であること。

ウ . トナー及びインクの MSDS(化学物質等安全データシート)を備えていること。

別表 1 特定の芳香族アミン

	化学物質名	CAS No .
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ- <i>o</i> -トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	<i>o</i> -アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	<i>p</i> -クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	<i>p</i> -クレシジン	120-71-8
15	4,4'-メチレン - ビス - ( 2 - クロロアニリン )	101-14-4
16	4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
17	4,4'-チオジアニリン	139-65-1
18	<i>o</i> -トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルイレンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	<i>o</i> -アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

10 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。

ア . 以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。

自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー / インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証 (使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等) がなされていること (一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は、保守契約又は保証期間内であっても有償となる場合が多い)。

本項の判断の基準を満足する製品の使用に起因するコピー機、プリンタ等の機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は、当該製品の情報 (製品名、事業

者名、ブランド名、機器本体名等)及び発生した問題を記録するよう努めること。

イ．使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。

写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。

新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。

11 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確保の観点から、事業者が次の書類を備えていること(例えば、事業者の判断で公開するウェブサイト等で確認できることなど)に十分留意すること。

ア．トナー又はインクに関する Ames 試験に係る報告書等

イ．トナー又はインクに関する MSDS (化学物質等安全データシート)

ウ．各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等

## (2) 目標の立て方

当該年度のトナーカートリッジ及びインクカートリッジの調達総量(個数)に占める基準を満たす物品の数量(個数)の割合とする。

## 5 - 1 4 掛時計

### (1) 品目及び判断の基準等

掛時計	<p><b>【判断の基準】</b> 次のいずれかの要件を満たすこと。 太陽電池及び小形充電式電池（二次電池）を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。 一次電池が<u>のみ</u>で使用される場合には、電池が5年以上使用できるものであること。 <u>太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が5年以上使用できるものであること。</u></p> <p><b>【配慮事項】</b> 使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-----	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用する壁掛型の時計とし、講堂等において使用する大型のもの等は除く。

2 判断の基準 における一次電池の電池寿命は JIS B 7026 による。

3 「通常の使用状態」とは、室内の開放された壁、柱等に掛けられて使用されている状態をいう。

3-4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

### (2) 目標の立て方

当該年度の掛時計の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

## 5 - 1 5 プロジェクタ

### (1) 品目及び判断の基準等

プロジェクト	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>製品本体の重量が表 1 に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。</p> <p>消費電力が表 2 に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。</p> <p>待機時消費電力が1W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。</p> <p>光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア．水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること。</p> <p>イ．使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。</p> <p>保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。</p> <p>特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。</p> <p>可能な限り低騒音であること。</p> <p>使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。</p> <p>筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。</p>
--------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「プロジェクト」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の有効光束が 5,000lm 未満の機器であって、一般の会議室、教室等で使用するものをいい、1m 以内の距離で 60 インチ (1.2m×0.9m) 以上のスクリーンに投写できるプロジェクト (以下「短焦点プロジェクト」という。短焦点プロジェクトのうち、特に 0.5m 以内の距離で同様に投写できるプロジェクトを「超短焦点プロジェクト」という。) を含むものとする。

2 「待機時消費電力」とは、製品が主電源に接続され、不定時間保たれる最低消費電力をいう。待機 (スタンバイ) は、製品の最低消費電力モードである。

3 判断の基準 については、AC 遮断装置付の製品及び主として携帯目的の軽量型の製品には適用しない。

4 判断の基準 アの「情報提供がなされていること」とは、光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し水銀が使用されている旨、及び使用済の光源ランプの適正な廃棄方法に関する情報提供がなされて

いることをいう。

5 判断の基準 イの「回収する仕組みがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済の光源ランプ又は製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、光源ランプ及び製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）がユーザに見やすく記載されていること。

ウ．光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済の光源ランプ又は製品の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。

判断の基準 イについては、回収の仕組みの構築に相当程度の時間を要することを勘案し、平成 25 年度までの 3 年間は経過措置とし、この期間は適用しないものとする。

6 特定の化学物質の使用については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値以下とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

7 「光源ランプの交換時期」とは、光源ランプが初期照度の 50% まで低下する平均点灯時間であって、適正なランプ交換を促すための目安の時間をいう。

8 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

9 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア．調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。

イ．マニュアルや付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。

ウ．物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、使用・廃棄等に当たって当該事項に配慮すること。

エ．使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みが構築されている場合は、回収の仕組みを利用した適切な処理を行うこと。

表 1 製品本体重量の基準

有効光束： (lm)	光源ランプの数	重量の基準の算定式 (kg)
< 2,500	-	4.0 x
2,500 < 4,000	-	5.0 x
4,000 < 5,000	1 個	0.003 x x
	2 個以上	0.003 x x x 1.1

備考) 1 は係数であって、短焦点プロジェクタの場合は 1.2、それ以外の場合は 1.0 とする。

2 有効光束が 4,000lm 未満の機器であって、超短焦点プロジェクタの場合は、重量の基準の算定式によらず 7.5kg 以下とする。

表2 消費電力の基準

有効光束： (lm)	消費電力の算定式 (W)
< 2,500	$0.085 \times \text{有効光束} \times \text{解像度係数} \times \text{投光角係数} + 80$
2,500 < 5,000	$0.077 \times \text{有効光束} \times \text{解像度係数} \times \text{投光角係数} + 80$

備考)  $\alpha$ 、 $\beta$  は係数であって、次の数値を表す。

$\alpha$  : 解像度が WXGA (1,280 × 768 ドット) 以上のプロジェクタの場合は 1.1、それ以外の場合は 1.0

$\beta$  : 超短焦点プロジェクタ又は短焦点プロジェクタの場合は  $1/\cos \theta$ 、それ以外の場合は 1.0。ただし、 $\theta$  は打上角 (プロジェクタのレンズ (ミラー) 中心を通る水平線と投射画面中心の角度) とし、最大で 1.3 とする

$\gamma$  : 光源にランプを 2 個以上使用する場合は 1.5、それ以外の場合は 1.0

## (2) 目標の立て方

当該年度のプロジェクタの調達 (リース・レンタル契約を含む。) 総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量の割合とする。



## 7. 家電製品

### 7 - 1 電気冷蔵庫等

#### (1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	<p><b>【判断の基準】</b> エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/122を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 冷媒及び断熱材発泡剤にハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。 特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 冷媒及び断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
---------------------------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

熱電素子を使用するもの

業務の用に供するために製造されたもの

吸収式のもの

電気冷凍庫のうち横置き型のもの

- 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)に定める方法によること。なお、判断の基準については、電気冷凍庫には適用しない。
- 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- 判断の基準については、定格内容積 400350リットル以下のものは、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

表 電気冷蔵庫等に係る基準エネルギー消費効率算定式

種 別	区 分			基準エネルギー消費効率算定式
	冷却方式	定格内容積	冷蔵室区画の扉の枚数	
電気冷蔵庫及び 電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844 \times V_1+155$
	冷気強制循環方式のもの	300 リットル以下		$E=0.774 \times V_1+220$
		300 リットル超	1 枚	$E=0.302 \times V_1+343$
			2 枚以上	$E=0.296 \times V_1+374$
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844 \times V_2+155$
	冷気強制循環方式のもの	300 リットル以下		$E=0.774 \times V_2+220$
		300 リットル超		$E=0.302 \times V_2+343$

備考) 1 E 及び  $V_1$ 、 $V_2$  は、次の数値を表す。

E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

$V_1$ ：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあつては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあつては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあつては 1.54 を乗じた数値に冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積を加え、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

$V_2$ ：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあつては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあつては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあつては 1.54 を乗じ、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

- 2 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 286 号（平成 18 年 9 月 19 日）の「2 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。
- 3 電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 287 号（平成 18 年 9 月 19 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

## (2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 7 - 2 テレビジョン受信機

### (1) 品目及び判断の基準等

テレビジョン受信機	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p><u>ブラウン管を有するテレビジョン受信機（以下「ブラウン管テレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/118を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。</u></p> <p><u>液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）又はプラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機（以下「プラズマテレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/83を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。</u></p> <p><u>特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。</u></p> <p><u>地上デジタルテレビ放送に対応していること。</u></p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p><u>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</u></p> <p><u>プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</u></p> <p><u>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p>
-----------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。

産業用のもの

水平周波数が33.8キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの

ツーリスト向け仕様のもの

リアプロジェクション方式のもの

受信機型サイズが10型若しくは10V型以下のもの

ワイヤレス方式のもの

電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの

2 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。

3 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1 ブラウン管テレビに係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分					基準エネルギー消費効率算定式
走査方式	アスペクト比	偏向角度	形 状	機 能	
通常走査方式のもの	4:3	100度以下のもの	フラット型以外	VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外	$E=2.5 \times S + 32$
				VTR (又はDVD) 内蔵のもの	$E=2.5 \times S + 60$
			フラット型	VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外	$E=2.5 \times S + 42$
			VTR (又はDVD) 内蔵のもの	$E=2.5 \times S + 70$	
		100度超のもの	フラット型以外	VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外	$E=5.1 \times S - 4$
				VTR (又はDVD) 内蔵のもの	$E=5.1 \times S + 24$
	16:9	フラット型以外	フラット型	VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外	$E=5.1 \times S + 21$
				VTR (又はDVD) 内蔵のもの	$E=5.1 \times S + 49$
			フラット型以外	VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	$E=5.1 \times S - 11$
				VTR (又はDVD) 内蔵のもの	$E=5.1 \times S + 17$
		フラット型	フラット型以外	VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外であって付加機能を1つ有するもの	$E=5.1 \times S + 6$
				VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外であって付加機能を2つ有するもの	$E=5.1 \times S + 13$
				VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外であって付加機能を3つ有するもの	$E=5.1 \times S + 59$
			フラット型	VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	$E=5.1 \times S - 1$
		フラット型	VTR (又はDVD) 内蔵のもの	$E=5.1 \times S + 27$	
			VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外であって付加機能を1つ有するもの	$E=5.1 \times S + 16$	
倍速走査方式のもの			VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外であって付加機能を2つ有するもの	$E=5.1 \times S + 23$	
			VTR (又はDVD) 内蔵のもの以外であって付加機能を3つ有するもの	$E=5.1 \times S + 69$	
			アナログハイビジョンテレビ	$E=5.5 \times S + 72$	
			アナログハイビジョンテレビ以外のもの	$E=5.5 \times S + 41$	

備考) 1 「VTR」とは、ビデオレコーダーをいい、「DVD」とは、デジタルバーサタイルディスクをいう。以下、同じ。

2 「受信機型サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

3 「フラット型」とは、ブラウン管表面の中心と周辺部間の最大落差値のブラウン管の対角寸法値に対する百分率比が0.5%以下のもの(ただし、周辺部及び対角寸法の測定位置は有効画面プラス5ミリメートル以内のこと。)を使用したものをいう。

4 「アナログハイビジョンテレビ」とは、走査線数1,125本であって、画面の横縦比が16:9のブラウン管テレビのうち、MUSEデコーダー及び衛星放送受信機能を有するものをいう。

5 「付加機能」とは、2チューナー2画面分割機能、文字多重放送受信機能、MUSE-NTSCコンバータをいう。

6 E及びSは次の数値を表すものとする。表2において同じ。

E: 基準エネルギー消費効率(単位: kWh/年)

S: 受信機型サイズ

7 エネルギー消費効率の算定方法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第24号(平成22年2月18日)の「2エネルギー消費効率の測定方法2-1」による。

表2 液晶テレビ又はプラズマテレビに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

画素数	受信機型サイズ	区 分		基準エネルギー消費効率又は算定式
		動画表示	付加機能	
FHD	19V型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	$E=59$
			付加機能を1つ有するもの	$E=71$
			付加機能を2つ有するもの	$E=83$
			付加機能を3つ有するもの	$E=95$
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	$E=74$
			付加機能を1つ有するもの	$E=86$
			付加機能を2つ有するもの	$E=98$
			付加機能を3つ有するもの	$E=110$
	19V型以上 32V型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	$E=2.0 \times S + 21$
			付加機能を1つ有するもの	$E=2.0 \times S + 33$
			付加機能を2つ有するもの	$E=2.0 \times S + 45$
			付加機能を3つ有するもの	$E=2.0 \times S + 57$
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	$E=2.0 \times S + 36$
			付加機能を1つ有するもの	$E=2.0 \times S + 48$
			付加機能を2つ有するもの	$E=2.0 \times S + 60$
			付加機能を3つ有するもの	$E=2.0 \times S + 72$
		液晶4倍速又は プラズマ	付加機能を有しないもの	$E=2.0 \times S + 58$
			付加機能を1つ有するもの	$E=2.0 \times S + 70$
			付加機能を2つ有するもの	$E=2.0 \times S + 82$
			付加機能を3つ有するもの	$E=2.0 \times S + 94$
	32V型以上	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	$E=6.6 \times S - 126$
			付加機能を1つ有するもの	$E=6.6 \times S - 114$
			付加機能を2つ有するもの	$E=6.6 \times S - 102$
			付加機能を3つ有するもの	$E=6.6 \times S - 90$
液晶倍速		付加機能を有しないもの	$E=6.6 \times S - 111$	
		付加機能を1つ有するもの	$E=6.6 \times S - 99$	
		付加機能を2つ有するもの	$E=6.6 \times S - 87$	
		付加機能を3つ有するもの	$E=6.6 \times S - 75$	
液晶4倍速又は プラズマ		付加機能を有しないもの	$E=6.6 \times S - 89$	
		付加機能を1つ有するもの	$E=6.6 \times S - 77$	
		付加機能を2つ有するもの	$E=6.6 \times S - 65$	
		付加機能を3つ有するもの	$E=6.6 \times S - 53$	
その他の もの	19V型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	$E=44$
			付加機能を1つ有するもの	$E=56$
			付加機能を2つ有するもの	$E=68$
			付加機能を3つ有するもの	$E=80$
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	$E=59$
			付加機能を1つ有するもの	$E=71$
			付加機能を2つ有するもの	$E=83$
			付加機能を3つ有するもの	$E=95$
	19V型以上 32V型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	$E=2.0 \times S + 6$
			付加機能を1つ有するもの	$E=2.0 \times S + 18$
			付加機能を2つ有するもの	$E=2.0 \times S + 30$
			付加機能を3つ有するもの	$E=2.0 \times S + 42$
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	$E=2.0 \times S + 21$
			付加機能を1つ有するもの	$E=2.0 \times S + 33$
			付加機能を2つ有するもの	$E=2.0 \times S + 45$
			付加機能を3つ有するもの	$E=2.0 \times S + 57$

32V型以上	液晶4倍速又は プラズマ	付加機能を有しないもの	$E=2.0 \times S+43$
		付加機能を1つ有するもの	$E=2.0 \times S+55$
		付加機能を2つ有するもの	$E=2.0 \times S+67$
		付加機能を3つ有するもの	$E=2.0 \times S+79$
	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	$E=6.6 \times S-141$
		付加機能を1つ有するもの	$E=6.6 \times S-129$
		付加機能を2つ有するもの	$E=6.6 \times S-117$
		付加機能を3つ有するもの	$E=6.6 \times S-105$
	液晶倍速	付加機能を有しないもの	$E=6.6 \times S-126$
		付加機能を1つ有するもの	$E=6.6 \times S-114$
		付加機能を2つ有するもの	$E=6.6 \times S-102$
		付加機能を3つ有するもの	$E=6.6 \times S-90$
液晶4倍速又は プラズマ	付加機能を有しないもの	$E=6.6 \times S-104$	
	付加機能を1つ有するもの	$E=6.6 \times S-92$	
	付加機能を2つ有するもの	$E=6.6 \times S-80$	
	付加機能を3つ有するもの	$E=6.6 \times S-68$	

備考) 1 「FHD」とは、垂直方向の画素数が1,080以上、かつ、水平方向の画素数が1,920以上のものをいう。

2 「受信機型サイズ」とは、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

3 「動画表示」とは、次のものとする。

液晶ノーマル：液晶パネルを用い、1秒間に60コマ以上120コマ未満の静止画を表示するもの

液晶倍速：液晶パネルを用い、1秒間に120コマ以上240コマ未満の静止画を表示するもの

液晶4倍速：液晶パネルを用い、1秒間に240コマ以上の静止画を表示するもの

プラズマ：プラズマディスプレイパネルを用い表示するもの

4 「付加機能」とは、ダブルデジタルチューナー、DVD（録画機能を有するものに限る。）、磁気ディスク装置、ブルーレイディスクレコーダーをいう。

5 エネルギー消費効率の算定方法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第24号（平成22年2月18日）の「2エネルギー消費効率の測定方法2-2」による。

## (2) 目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10 . 照明

10 - 1 照明器具

(1) 品目及び判断の基準等

蛍光灯照明器具	<p>【判断の基準】</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア．<del>HFインバータ方式器具であること。</del><u>使用用途が施設用又は卓上スタンド用にあつては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。</u></p> <p>イ．<u>エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。</u><del>使用用途が家庭用にあつては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に 112/100 を乗じて小数点以下 1 桁未満の端数を切り上げた数値を下回らないこと。</del></p> <p>特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p><u>初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。</u></p> <p>— <u>分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</u></p> <p>— <u>使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</u></p> <p>— <u>製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。</u></p>
LED 照明器具	<p>【判断の基準】</p> <p>エネルギー消費効率は、<u>LED 照明器具の全体固有エネルギー消費効率で 2040lm/W 以上</u>であること。</p> <p><u>定格LED モジュール</u>寿命は 30,000 時間以上であること。</p> <p>特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p><u>分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</u></p> <p><u>使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</u></p> <p><u>製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。</u></p>
LED を光源とした内照式表示灯	<p>【判断の基準】</p> <p>定格寿命は 30,000 時間以上であること。</p> <p>特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>

	<p><b>【配慮事項】</b>  分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。  使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。  製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。  プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p>
--	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。

防爆型のもの

耐熱型のもの

防じん構造のもの

耐食型のもの

車両その他の輸送機関用に設計されたもの

40形未満の蛍光灯を使用するもの(家庭用つりさげ形及び直付け形並びに卓上スタンド用けい光燈器具を除く。)であって、壁掛け形又は施設用つり下げ形若しくはじか付け形のもの

鋳工業用機械用に設計されたもの

家具用に設計されたもの

さし込み口金及び蛍光灯用安定器が構造上一体となったもの

蛍光灯を保護するためのグローブが透明なもの

2 G23 口金に対応する安定器内蔵コンパクト形蛍光灯を用いた卓上スタンドについては、判断の基準を満足することでHfインバータ方式の照明器具特定調達物品等とみなすこととする。

3 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモピフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。

4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)の含有率基準値とする。また、同基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。

5 本項の「LED照明器具」とは、照明白色LEDを用いた、ダウンライト、シーリングライト、ブラケット、ペンダントライト、スポットライトつり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形及び卓上スタンドとして使用する照明器具とする。ただし、従来の蛍光灯と構造的に互換性を有するLEDランプを装着するための照明器具については、当面の間、対象外とする。

6 本項のLED照明器具の「LED照明器具の全体固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする(定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。)

7 本項のLED照明器具の「定格LEDモジュール寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。

8 LED照明器具の配光測定方法については、JIS C 8105-3:2006「照明器具第3部：性能要求事項通則」の附属書に準ずるものとする。



8-9 本項の「LEDを光源とした内照式表示灯」とは、内蔵するLED光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。

9-1.0 本項のLEDを光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が50%まで減衰するまでの時間とする。

1-0.1 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

1.2 調達を行う各機関は、LED照明器具の調達に当たって、現段階においてJIS規格が検討中であることを踏まえ、安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択するよう留意すること。

1-4.3 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 蛍光灯器具に係る基準エネルギー消費効率

		区 分	基準エネルギー消費効率
使用用途	蛍光灯の形状	蛍光灯の大きさ	
施設用	直管形のもの又はコンパクト形のもののうち2本管形のもの	蛍光灯の大きさの区分が86以上の蛍光灯を使用するもの	100.8
		蛍光灯の大きさの区分が86未満の蛍光灯を使用するもの	100.5
	コンパクト形のもののうち2本管形以外のもの		61.6
家庭用	環形のもの又は直管形のもの	使用する蛍光灯の大きさの区分の総和が70以上のもの(蛍光灯の大きさの区分が20の直管形蛍光灯を使用するものを除く)	91.6
		使用する蛍光灯の大きさの区分の総和が70未満のもの又は蛍光灯の大きさ区分の総和が70以上のものであって蛍光灯の大きさが20の直管形蛍光灯を使用するもの	78.1
卓上スタンド用	直管形のもの又はコンパクト形のもの		70.8

備考) 1 「蛍光灯の大きさの区分」とは、直管形蛍光灯のうち、高周波点灯専用形蛍光灯にあってはJIS C 7617-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい、それ以外のものにあってはJIS C 7617-2の2.3.1に規定する大きさの区分をいい、コンパクト形蛍光灯又は環形高周波点灯専用形蛍光灯にあってはJIS C 7618-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい、環形高周波点灯専用形蛍光灯以外の環形蛍光灯にあってはJIS C 7618-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。また、これらの規格に規定のない蛍光灯にあっては定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光灯のうち高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。

2 エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第54号(平成22年3月19日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

表 蛍光灯照明器具に係る基準エネルギー消費効率

区 分	基準エネルギー消費効率
-----	-------------

<del>1</del> 直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの	79.0
<del>2</del> 直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの	71.0
<del>3</del> 直管形 40 形スタータ形蛍光ランプを用いるもの	60.5
<del>4</del> 直管形 20 形スタータ形蛍光ランプを用いるものであって電子安定器式のもの	77.0
<del>5</del> 直管形 20 形スタータ形蛍光ランプを用いるものであって磁気安定器式のもの	49.0
<del>6</del> 使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が 72 を超えるもの	81.0
<del>7</del> 使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が 62 を超え 72 以下のもの	82.0
<del>8</del> 使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって電子安定器式のもの	75.5
<del>9</del> 使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が 62 以下のものであって磁気安定器式のもの	59.0
10 コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	62.5
11 直管形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	61.5

備考) 1 「直管形 110 形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、96 形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの及び 105 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。

2 「直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、36 形及び 55 形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの並びに 32 形、42 形及び 45 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。

3 「ランプの大きさの区分」とは、JIS C 7601 ( 蛍光ランプ ( 一般照明用 ) ) 箇条 4 「形式及び種別」に規定する大きさの区分をいう。なお、環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあっては、定格ランプ電力の値とする。ただし、高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の値とする。

4 エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 47 号 ( 平成 18 年 3 月 29 日 ) の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

## (2) 目標の立て方

当該年度の品目ごとの調達総量 ( 台数 ) に占める基準を満たす物品の数量 ( 台数 ) の割合とする。

## 10 - 2 ランプ

### (1) 品目及び判断の基準等

<p>蛍光ランプ (直管型: 大きさの区分 40 形蛍光ランプ)</p>	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 高周波点灯専用形(Hf)であること。 ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率は、ランプ効率で <b>8085lm/W</b> 以上であること。 イ．演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ウ．管径は 32.5 (±1.5) mm 以下であること。 エ．水銀封入量は製品平均 10mg 以下であること。 オ．定格寿命は 10,000 時間以上であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
<p>電球形状のランプ</p>	<p>【判断の基準】 使用目的に不都合がなく器具に適合する場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 LED ランプである場合は、<u>次の基準を満たすこと。</u> <u>ア．エネルギー消費効率は、ランプ効率で 50lm/W 以上であること。</u> <u>イ．定格寿命は 20,000 時間以上であること。</u> LED 以外の電球形状のランプ(電球形蛍光ランプを含む。)である場合は、次の基準を満たすこと。 <u>ア．エネルギー消費効率は、ランプ効率で 40lm/W 以上であること。</u> <u>イア．電球形蛍光ランプにあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー効率の数値を下回らないこと、かつ、水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。</u> <u>イ．電球形蛍光ランプ以外にあっては、エネルギー消費効率がランプ効率で 50lm/W 以上であること。</u> ウ．定格寿命は 6,000 時間以上であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電球形状のランプ」は、白熱電球用のソケットにそのまま使用可能であって、フィラメント式ランプの代替となるものとする。

2 本項の「LED ランプ」とは、一般照明として使用する**白色** LED 使用の電球形状のランプ及び一般照明以外の特殊用途照明として使用する電球形状のランプとする。

3 本項の LED ランプの判断の基準 アについては、ビーム開きが 90 度未満の反射形タイプには適用しないものとする。

3-4 本項の LED ランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。

4-5 電球形状のランプについては、人感センサー、調光機能の付いた回路、非常用照明(直

流電源回路)等においては、上記判断の基準は適用しないものとする。

5-6 調達を行う各機関は非常用照明器具用の蛍光ランプを調達する場合、器具の適合条件を十分確認すること。

表 電球形蛍光ランプに係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率
蛍光ランプの大きさの区分	蛍光ランプの光源色	蛍光ランプの形状	
10	電球色		60.6
	昼白色		58.1
	昼光色		55.0
15	電球色		67.5
	昼白色		65.0
	昼光色		60.8
25	電球色	蛍光ランプが露出しているもの	72.4
		蛍光ランプが露出していないもの	69.1
	昼白色	蛍光ランプが露出しているもの	69.5
		蛍光ランプが露出していないもの	66.4
	昼光色	蛍光ランプが露出しているもの	65.2
		蛍光ランプが露出していないもの	62.3

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電球形蛍光ランプ」には含まれないものとする。

蛍光ランプに反射鏡を有する構造のもの

光束を調節する機能を有するもの

昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するもの

鶏舎用に設計されたもの

蛍光ランプが分離できるもの

蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの

2 「蛍光ランプの大きさの区分」とは、JIS C 7620-2に規定する大きさの区分をいう。

3 エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第54号(平成22年3月19日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

## (2) 目標の立て方

各品目の当該年度における調達総量(本数又は個数)に占める基準を満たす物品の数量(本数又は個数)の割合とする。

## 1.1. 自動車等

### 1.1-1 自動車

#### (1) 品目及び判断の基準等

自動車	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ハイブリッド自動車 プラグインハイブリッド自動車 燃料電池自動車 水素自動車 ガソリン車</p> <p>ア．乗用自動車<del>に</del>あつては、「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「認定実施要領」という。）」の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表1 - 1 (10・15モード燃費値を持たない自動車<del>に</del>あつては、表1 - 2) に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>イ．軽貨物車<del>、</del>軽量車<del>、</del>軽貨物車又は中量車<del>に</del>あつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表5 - 1 (10・15モード燃費値を持たない自動車<del>に</del>あつては、表5 - 2) に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>ディーゼル車</p> <p>ア．乗用自動車<del>に</del>あつては、表3に示された区分の排出ガス基準に適合し、表4に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>イ．軽貨物車<del>、</del>軽量車又は中量車<del>に</del>あつては、表3に示された区分ごとの排出ガス基準に適合し、表6に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>LPガス車</p> <p>ア．乗用自動車<del>に</del>あつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>イ．軽貨物車<del>、</del>軽量車<del>、</del>軽貨物車又は中量車<del>に</del>あつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表7に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。</p> <p>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>再生材が可能な限り使用されていること。</p> <p>アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。</p>
-----	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「自動車」は、[道路運送車両法施行規則第2条](#)の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、判断の基準のうち から については二輪車を、

から については二輪車及び重量車を除く。)とする。

2 「軽貨物車」とは、軽自動車のうち、貨物の運送の用に供するものをいう。

3 一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員 10 名以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）については、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車又は認定実施要領の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベルに適合し、ガソリン乗用自動車にあつては表 1 - 1（10・15 モード燃費値を持たない自動車にあつては、表 1 - 2）に示された区分ごとの燃費基準値を、LP ガス乗用自動車にあつては表 2 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車、並びにディーゼル乗用自動車にあつては表 3 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 4 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車とする。ただし、行政事務の遂行にあたり、目的に合致する適当な車種がない特別な場合には判断の基準、又はの自動車のうち、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。

4 京都議定書目標達成計画におけるバイオマス由来の輸送用燃料に係る記載内容を踏まえ、全府省の一般公用車にあつては、複数事業者によりバイオエタノール混合ガソリン（E3 及び ETBE）の供給体制が整備されていることから、その積極的な利用に努めること。なお、供給体制は今後順次整っていくことから、供給体制が整備されている地域から積極的な利用を検討すること。

表 1 - 1 ガソリン乗用自動車に係る 10・15 モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が 703kg未満	21.2km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	18.8km/L以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	17.9km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.0km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.0km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	10.5km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	8.9km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	7.8km/L以上
車両重量が2,266kg以上	6.4km/L以上

表 1 - 2 ガソリン乗用自動車に係る JC08 モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が 703kg未満	19.1km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	16.9km/L以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	16.1km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	14.4km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	11.7km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	9.5km/L以上

車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	8.0km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	7.0km/L以上
車両重量が2,266kg以上	5.8km/L以上

表2 LPガス乗用自動車に係る10・15モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が 703kg未満	15.9km/L以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	14.1km/L以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	13.5km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.0km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	9.8km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	7.9km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	6.7km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	5.9km/L以上
車両重量が2,266kg以上	4.8km/L以上

表3 ディーゼル自動車に係る排出ガス基準（JC08モード）

区 分	粒子状物質	窒素酸化物	非メタン炭化水素	一酸化炭素
乗用車・軽量車	0.005g/km以下	0.08g/km以下	0.024g/km以下	0.63g/km以下
中量車	0.007g/km以下	0.15g/km以下	0.024g/km以下	0.63g/km以下

表4 ディーゼル乗用自動車に係るJC08モード燃費基準

区 分	燃費基準値
車両重量が 601kg未満	24.8km/L以上
車両重量が 601kg以上 741kg未満	24.0km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	23.1km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	22.9km/L以上
車両重量が 971kg以上1,081kg未満	22.6km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	20.6km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	18.9km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	17.4km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	15.8km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	14.5km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	13.4km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	12.2km/L以上

車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	11.2km/L以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	10.3km/L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	9.6km/L以上
車両重量が2,271kg以上	8.1km/L以上

表5 - 1 ガソリン貨物自動車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	20.2km/L以上
			構造B	17.0km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	18.0km/L以上
			構造B	16.7km/L以上
	828kg以上			15.5km/L以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造A	18.9km/L以上
			構造B	16.2km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	16.5km/L以上
構造B			15.5km/L以上	
828kg以上			14.9km/L以上	
普通自動車又は小型自動車(車両総重量が1.7t以下のもの)	手 動 式	1,016kg未満		17.8km/L以上
		1,016kg以上		15.7km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9km/L以上
		1,016kg以上		13.8km/L以上
普通自動車又は小型自動車(車両総重量が1.7t超2.5t以下のもの)	手 動 式	1,266kg未満	構造A	14.5km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満	構造B	12.3km/L以上
				10.7km/L以上
	1,516kg以上			9.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	12.5km/L以上
		1,266kg以上	構造B	11.2km/L以上
			10.3km/L以上	

備考) 1 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下表5 - 2、6及び7について同じ。

イ 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。

2 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。以下表5 - 2、6及び7について同じ。

3 「構造B1」とは、構造Bのうち備考1ロに掲げる要件に該当する構造をいう。表6について同じ。

4 「構造B2」とは、構造Bのうち構造B1以外の構造をいう。表6について同じ。



表5 - 2 ガソリン貨物自動車に係るJC08モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	18.2km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造B	15.3km/L以上
			構造A	16.2km/L以上
	手動式以外のもの	828kg以上	構造B	15.0km/L以上
				14.0km/L以上
		703kg未満	構造A	17.0km/L以上
			構造B	14.6km/L以上
			703kg以上 828kg未満	構造A
構造B	14.0km/L以上			
普通自動車又は 小型自動車(車 両総重量が1.7t 以下のもの)	手 動 式	828kg以上		13.4km/L以上
		1,016kg未満		16.0km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg以上		14.1km/L以上
		1,016kg未満		13.4km/L以上
普通自動車又は 小型自動車(車 両総重量が1.7t 超2.5t以下のも の)	手 動 式	1,016kg以上		12.4km/L以上
		1,266kg未満	構造A	13.1km/L以上
			構造B	11.1km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg以上1,516kg未満		9.6km/L以上
		1,516kg以上	構造A	11.3km/L以上
			構造B	10.1km/L以上
	1,266kg以上		9.3km/L以上	

表6 ディーゼル貨物自動車に係る JC08 モード燃費基準

区 分				燃費基準値	
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造		
軽貨物車	手 動 式	741kg未満	構造A	25.5km/L以上	
		741kg以上		22.3km/L以上	
	手動式以外のもの	741kg未満		23.0km/L以上	
		741kg以上 856kg未満		21.6km/L以上	
		856kg以上		20.8km/L以上	
		手 動 式		741kg未満	構造B
	741kg以上 856kg未満		19.8km/L以上		
	856kg以上 971kg未満		18.9km/L以上		
	971kg以上		18.0km/L以上		
	手動式以外のもの		741kg未満	18.0km/L以上	
			741kg以上 856kg未満	17.6km/L以上	
		856kg以上 971kg未満	16.9km/L以上		
971kg以上		16.2km/L以上			
普通自動車又は 小型自動車（車 両総重量が1.7t 以下のもの）	手 動 式	1,081kg未満		20.4km/L以上	
		1,081kg以上		18.8km/L以上	
	手動式以外のもの	1,081kg未満		19.1km/L以上	
		1,081kg以上1,196kg未満		17.4km/L以上	
普通自動車又は 小型自動車（車 両総重量が1.7t 超3.5t以下のも の）	手 動 式	1,421kg未満	構造A又は構造B1	14.5km/L以上	
			構造B2	14.3km/L以上	
		1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	14.1km/L以上	
			構造B2	12.9km/L以上	
		1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	13.8km/L以上	
			構造B2	12.6km/L以上	
		1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	13.6km/L以上	
			構造B2	12.4km/L以上	
		1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	13.3km/L以上	
			構造B2	12.0km/L以上	
		1,871kg以上1,991kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上	
			構造B2	11.3km/L以上	
	1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	12.3km/L以上		
		構造B2	11.2km/L以上		
2,101kg以上	構造A又は構造B1	11.7km/L以上			
	構造B2	11.1km/L以上			
手動式以外のもの	1,421kg未満	構造A又は構造B1	13.1km/L以上		
		構造B2	12.5km/L以上		
1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上			
	構造B2	11.8km/L以上			

		1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	11.5km/L以上
			構造B2	10.9km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	11.3km/L以上
			構造B2	10.6km/L以上
		1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	11.0km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,871kg以上1,991kg未満	構造A又は構造B1	10.8km/L以上
			構造B2	9.5km/L以上
		1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	10.3km/L以上
			構造B2	9.0km/L以上
		2,101kg以上	構造A又は構造B1	9.4km/L以上
			構造B2	8.8km/L以上

表7 LPガス貨物自動車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	15.8km/L以上
			構造B	13.3km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	14.1km/L以上
			構造B	13.1km/L以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造A	14.8km/L以上
			構造B	12.7km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	12.9km/L以上
			構造B	12.1km/L以上
828kg以上	構造A	12.1km/L以上		
	構造B	11.7km/L以上		
普通自動車又は小型自動車(車両総重量が1.7t以下のもの)	手 動 式	1,016kg未満		13.9km/L以上
		1,016kg以上		12.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/L以上
		1,016kg以上		10.8km/L以上
普通自動車又は小型自動車(車両総重量が1.7t超2.5t以下のもの)	手 動 式	1,266kg未満	構造A	11.3km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満	構造B	9.6km/L以上
				8.4km/L以上
	手動式以外のもの	1,516kg以上		7.3km/L以上
		1,266kg未満	構造A	9.8km/L以上
			構造B	8.8km/L以上
1,266kg以上		8.1km/L以上		

(2) 目標の立て方

一般公用車にあっては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）とする。

一般公用車以外の自動車にあっては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

ただし、次に掲げる自動車については、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）においても目標を立てるものとする。

- ア． 電気自動車
- イ． 天然ガス自動車
- ウ． メタノール自動車
- エ． ハイブリッド自動車
- オ． プラグインハイブリッド自動車
- カ． 燃料電池自動車
- キ． 水素自動車
- ク． ガソリン乗用自動車にあっては認定実施要領の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベルに適合し、表 1 - 1（（10・15 モード燃費値を持たない自動車にあっては、表 1 - 2））に示された区分ごとの燃費基準値を、LP ガス乗用自動車にあっては認定実施要領の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベルに適合し、表 2 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車、又はディーゼル乗用自動車にあっては表 3 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 4 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

## 1 2 . 消火器

### (1) 品目及び判断の基準等

消火器	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>— 消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。</li></ul> <p><u>製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>— <del>製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</del></li><li>— 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</li><li>— プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</li><li>— 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</li><li>— 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</li></ul>
-----	---

備考) 1 本項の判断基準の対象とする「消火器」は、粉末(ABC)消火器(「消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年9月17日自治省令第27号)」による粉末消火器であって、A火災、B火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。)とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。

2 「回収及び再使用又は再生利用システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収システム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に廃消火器を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。

「再使用又は再生利用システム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

2-3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

(2) 目標の立て方

当該年度の消火器の調達総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

### 1.3 . 制服・作業服

#### (1) 品目及び判断の基準等

<p>制服 作業服</p>	<p><b>【判断の基準】</b>            使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。            ア．再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。            イ．再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。            使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b>            製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。            製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。            再生PET樹脂から得られるポリエステル又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>
<p>帽子</p>	<p><b>【判断の基準】</b>            使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。            再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。            再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p><b>【配慮事項】</b>            製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。            製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。            再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>

備考) 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの

をいう。

- 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維若しくは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

- 3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。
- 4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 5 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

- ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
- イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

- ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 6 「植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 7 調達を行う各機関は、クリーニング等を行う場合には、次の事項に十分留意すること。
- ア．クリーニングに係る判断の基準（クリーニング参照）を満たす事業者を選択すること。
- イ．JIS L 0217（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）に基づく表示を十分確認すること。

~~8 制服、作業服については、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定期間を要することを勘案し、平成 22 年度の 1 年間は経過措置とし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日変更閣議決定）の制服、作業服に係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。~~

9.8 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、平成 24 年度までの可能な限り早い時期に、回収及び再使用若しくはリサイクルのシステムの構築を図るものとし、当該システムの構築状況を踏まえ、判断の基準の見直しを実施するものとする。



(2) 目標の立て方

制服又は作業服にあつては、当該年度におけるポリエステル繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した制服及び作業服の調達総量（着数）に占める基準を満たす物品の数量（着数）の割合とする。

帽子にあつては、当該年度におけるポリエステル繊維を使用した帽子の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

## 14. インテリア・寝装寝具

### 14-1 カーテン等

#### (1) 品目及び判断の基準等

カーテン  布製ブラインド	<p><b>【判断の基準】</b> 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>
---------------------	--

備考) 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からフック、ランナー、ブラケット、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

5 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

- ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
  - エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 6 調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

~~7 カーテン、布製ブラインドについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 22 年度の 1 年間は経過措置とし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成 21 年 2 月 13 日変更閣議決定)のカーテン、布製ブラインドに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。~~

## (2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用したカーテン又は布製ブラインドの調達総量(枚数)に占める基準を満たす物品の数量(枚数)の割合とする。

## 14 - 2 カーペット

### (1) 品目及び判断の基準等

<p>タフテッドカーペット</p> <p>タイルカーペット</p> <p>織じゅうたん</p>	<p><b>【判断の基準】</b> 未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p>
<p>ニードルパンチカーペット</p>	<p><b>【判断の基準】</b> 次のいずれかの要件を満たすこと。 未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以上使用されていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p>

備考) 1 「製品全体重量」とは、繊維部分重量に樹脂部分及び無機質等を加えた製品全体の重量をいう。

2 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

3 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

7 「植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

8 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の

者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。

イ.回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ.回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ.回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

~~9 タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペットについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 22 年度の 1 年間は経過措置とし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成 21 年 2 月 13 日変更閣議決定)のタフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペットに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。~~

~~10.9~~ 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、平成 24 年度までの可能な限り早い時期に、回収及び再使用若しくはリサイクルのシステムの構築を図るものとし、当該システムの構築状況を踏まえ、判断の基準の見直しを実施するものとする。

## (2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量(  $m^2$  )に占める基準を満たす物品の数量(  $m^2$  )の割合とする。

### 14 - 3 毛布等

#### (1) 品目及び判断の基準等

<p>毛布</p>	<p><b>【判断の基準】</b>          使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。          再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。          再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p><b>【配慮事項】</b>          製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。          製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。          再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>
<p>ふとん</p>	<p><b>【判断の基準】</b>          次のいずれかの要件を満たすこと。          ふとん側地又は詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。          ア．再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。          イ．再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。          使用済ふとんの詰物を適正に洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物が詰物の全体重量比で80%以上使用されていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b>          製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。          製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。          再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>

備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）を再生した繊維をいう。

4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

5 ふとんの判断の基準の「詰物」とは、綿、羊毛、羽毛、合成繊維等のふとんに充てんされているものをいう。

6 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

7 調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

~~8 毛布、ふとんについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定期間の期間を要することを勘案し、平成 22 年度の 1 年間は経過措置とし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日変更閣議決定）の毛布、ふとんに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。~~

## (2) 目標の立て方

毛布にあっては、当該年度におけるポリエステル繊維を使用した毛布の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

ふとんにあっては、当該年度におけるポリエステル繊維を使用したふとん又は再使用した詰物を使用したふとんの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

## 14-4 ベッド

### (1) 品目及び判断の基準等

<p>マットレス</p>	<p><b>【判断の基準】</b>  <del>主要部品(フェルトを除く)詰物</del>に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部品全体重量比で25%以上使用されていること。<del>ただし、繊維部品全体重量に占めるポリエステル繊維部品重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部品全体重量比で40%以上、かつ、ポリエステル繊維部品全体重量比で50%以上使用されていること。</del>                  フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと、及びハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)が使用されていないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b>                  修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。                  製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--------------	---

備考) 1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の判断の基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。

2 高度医療に用いるもの(手術台、ICU ベッド等)については、本項の判断の基準の対象とする「マットレス」に含まれないものとする。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

4 「再生PET樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

5 「繊維部品全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、「繊維部品全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

6 放散速度が0.02mg/m<sup>2</sup>h以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F の基準を満たしたもの。

イ. 上記ア. 以外の木質材料については、JIS A 1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

7 「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう(ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。)

8 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リクター等)を再生した繊維をいう。

9 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分



解し再生した繊維をいう。

10 ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

11 ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が上記の基準を満たすこと。

12 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

~~13 マットレスについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成22年度の1年間は経過措置とし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成21年2月13日変更閣議決定)のマットレスに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。~~

## (2) 目標の立て方

当該年度におけるベッドフレーム、マットレス及びこれらを一体としたベッドの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(点数)に占める基準を満たす物品の数量(点数)の割合とする。

## 15. 作業手袋

### (1) 品目及び判断の基準等

作業手袋	<p><b>【判断の基準】</b> 次のいずれかの要件を満たすこと。 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。） 漂白剤を使用していないこと。</p>
------	--

- 備考) 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
- 2 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンスター等）を再生した繊維をいう。
- 4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

### (2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維又はポストコンシューマ材料からなる繊維を使用している作業手袋の調達総量（双）に占める基準を満たす物品の数量（双）の割合とする。

## 16. その他繊維製品

### 16-1 テント・シート類

#### (1)品目及び判断の基準等

集会用テント	<p><b>【判断の基準】</b> 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p>
ブルーシート	<p><b>【判断の基準】</b> 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b> 製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からポール、ファスナ、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

3 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

4 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

~~5 集会用テントについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 22 年度の 1 年間は経過措置とし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日変更閣議決定）の集会用テントに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。~~

## (2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用している集会用テント又はポリエチレン繊維を使用しているブルーシートの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の各品目の数量（点数）の割合とする。

## 16 - 2 防球ネット

### (1)品目及び判断の基準等

防球ネット	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次の要件を満たすこと。</p> <p>ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア．再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>イ．再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p>ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p>
-------	---

備考) 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維若しくは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

3 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

4 「植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

5 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要

件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

~~6 防球ネットについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成 22 年度の 1 年間は経過措置とし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 21 年 2 月 13 日変更閣議決定）の防球ネットに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。~~

7.6 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、平成 24 年度までの可能な限り早い時期に、回収及び再使用若しくはリサイクルのシステムの構築を図るものとし、当該システムの構築状況を踏まえ、判断の基準の見直しを実施するものとする。

## (2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用している防球ネットの調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

## 16 - 4 モップ

### (1) 品目及び判断の基準等

モップ	<p><b>【判断の基準】</b>          次のいずれかの要件を満たすこと。          未利用繊維、リサイクル繊維、<del>再生プラスチック</del>及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。          未利用繊維、リサイクル繊維、<del>再生プラスチック</del>及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p><b>【配慮事項】</b>          製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。          製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p>
-----	---

備考) 1 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から柄、取っ手、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「未利用繊維、リサイクル繊維、~~再生プラスチック~~及びその他の再生材料の合計重量」に含めてよい。

- 2 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リインター等）を再生した繊維をいう。
- 3 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 7 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ．回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ．回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ．回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

(2) 目標の立て方

当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。



## 17. 設備

### (1) 品目及び判断の基準等

日射調整フィルム	<b>【判断の基準】</b> 次の <b>基準要件</b> を満たすこと。 ア．遮蔽係数は0.7未満であること。 イ．可視光線透過率は10%以上であること。 ウ．熱貫流率5.9W/(m <sup>2</sup> ・K)未満であること。 日射調整性能について、適切な耐候性が確認されていること。 貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。 上記 から については、ウェブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。
----------	--

- 備考) 1 「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。
- 2 遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測方法は、JISA 5759 による。
- 3 日射調整性能の「耐候性」の確認とは、JIS A 5759 に規定された耐候性試験において1,000時間の試験を実施し、遮蔽係数の変化が判断の基準 アに示されたものから±0.10 の範囲であること。
- 4 「貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは、輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認されていることをいう。
- 5 調達を行う各機関にあっては、次の事項に留意すること。
- ア．フィルムの貼付について、ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築フィルム1・2級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者による施工について検討するを行うこと。
- 6-イ．日射調整フィルムのうち、金属を使用しているフィルムについては、フィルム貼付により電波障害を伴う可能性があることに注意すること。電波遮蔽性能を有するものを貼付する場合は、電波遮蔽による影響について考慮すること。
- ウ．著しい光の反射が懸念される場所において施工する場合には、周辺の建物等への影響について確認を行うこと。

### (2) 目標の立て方

日射調整フィルムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総面積(m<sup>2</sup>)とする。

## 18. 防災備蓄用品

### 18-1 防災備蓄用品（飲料水）

#### (1) 品目及び判断の基準等

ペットボトル飲料水	<p>【判断の基準】</p> <p><u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u></p> <p><u>ア．アルミ製ボトル缶飲料水にあっては、賞味期限が10年以上であること。</u></p> <p><u>イ．上記ア以外のボトル飲料水にあっては、賞味期限が5年以上であること。</u></p> <p>製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。</p> <p>容器（ボトル）については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。</p> <p>使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。</p>
-----------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ペットボトル飲料水」は、防災用に長期保管する目的で調達するものとする。
- 2 調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。
- 3 調達を行う各機関はペットボトル飲料水の調達にあたり、流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品を無償提供できる「フリーベンド」機能を持った災害対策用自動販売機の利用を勘案すること。
- 4 調達を行う各機関は防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
- 5 調達を行う各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。
- 6 ペットボトル飲料水に使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等の環境配慮設計については、PETボトルリサイクル推進協議会作成の「指定PETボトルの自主設計ガイドライン」を参考とすること。

#### (2) 目標の立て方

当該年度に調達するペットボトル飲料水の総調達量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

### 1 8 3 防災備蓄用品（生活用品・資材）

#### (1) 品目及び判断の基準等

<p>毛布</p>	<p><b>【判断の基準】</b>          使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。          再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。          再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p><b>【配慮事項】</b>          製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。          製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。          再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。</p>
<p>作業手袋</p>	<p><b>【判断の基準】</b>          次のいずれかの要件を満たすこと。          使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。          ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b>          未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。）          漂白剤を使用していないこと。</p>

<p>テント</p>	<p><b>【判断の基準】</b>          使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。          再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。          再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p> <p><b>【配慮事項】</b>          製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。          製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。</p>
<p>ブルーシート</p>	<p><b>【判断の基準】</b>          使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b>          製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸やポール、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）を再生した繊維をいう。

4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

5 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

6 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

7 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収（自ら回収し、又は他の

者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。

イ.回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ.回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ.回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

8 調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする。

9 調達を行う各機関は防災備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

~~10 毛布、テントについては、製造事業者又は販売事業者が保有する在庫を販売するまでに一定程度の期間を要することを勘案し、平成22年度の1年間は経過措置とし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成21年2月13日変更閣議決定)の毛布、テントに係る判断の基準を満足することをもって特定調達物品等とみなすこととする。~~

## (2) 目標の立て方

当該年度の各品目の調達総量(個数)に占める基準を満たす物品の数量(個数)の割合とする。

なお、集計に当たっては、毛布、作業手袋、テント、ブルーシート及び一次電池については、通常業務において使用する本基本方針に示す特定調達品目との合計で行う。

## 19. 公共工事

### (1) 品目及び判断の基準等

公共工事	<p><b>【判断の基準】</b>            契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b>  <u>資材の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</u></p>
------	---

注) 義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

### (2) 目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表1

資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達品目名	分類	品目名		品目ごとの判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表2
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	

		中温化アスファルト混合物
路盤材		鉄鋼スラグ混入路盤材
		再生骨材等
小径丸太材		間伐材
混合セメント		高炉セメント
		フライアッシュセメント
セメント		エコセメント
コンクリート及びコンクリート製品		透水性コンクリート
鉄鋼スラグ水和固化体		鉄鋼スラグブロック
吹付けコンクリート		フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
塗料		下塗用塗料（重防食）
		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
		高日射反射率塗料
防水		高日射反射率防水
舗装材		再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）
		再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）
園芸資材		パークたい肥
		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）
道路照明		環境配慮型道路照明
中央分離帯ブロック		再生プラスチック製中央分離帯ブロック
タイル		陶磁器質タイル
建具		断熱サッシ・ドア
製材等		製材
		集成材
		合板

		単板積層材	
	フローリング	フローリング	
	再生木質ボード	パーティクルボード	
		繊維板	
		木質系セメント板	
	ビニル系床材	ビニル系床材	
	断熱材	断熱材	
	照明機器	照明制御システム	
	変圧器	変圧器	
	空調用機器	吸収冷温水機	
		氷蓄熱式空調機器	
		ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
		送風機	
		ポンプ	
	配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
	衛生器具	自動水栓	
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
		洋風便器	
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	
建設機械	-	排出ガス対策型建設機械	表 3
		低騒音型建設機械	
工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表 4
	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
	舗装（表層）	路上表層再生工法	
	舗装（路盤）	路上再生路盤工法	



		法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
		山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
	目的物	舗装	排水性舗装	表 5
			透水性舗装	
		屋上緑化	屋上緑化	

舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	<p><b>【判断の基準】</b>  原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)を用い、焼成されたものであること。  再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。  ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。  土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)の規定に従い、製品 <b>又は使用している再生材料の焼成品</b> を2mm以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b>  土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)に関する規定に従い、製品 <b>又は使用している再生材料の焼成品</b> を2mm以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="625 947 1344 1633"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td rowspan="14">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂(キラ)</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td>鋳物砂</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> </tr> <tr> <td>建材廃材</td> </tr> <tr> <td>廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)</td> </tr> <tr> <td>製紙スラッジ</td> </tr> <tr> <td>アルミスラッジ</td> </tr> <tr> <td>磨き砂汚泥</td> </tr> <tr> <td>石材屑</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>上水道汚泥</td> <td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>湖沼等の汚泥</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂(キラ)	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	建材廃材	廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																								
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																								
無機珪砂(キラ)																									
鉄鋼スラグ																									
非鉄スラグ																									
鋳物砂																									
陶磁器屑																									
石炭灰																									
建材廃材																									
廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)																									
製紙スラッジ																									
アルミスラッジ																									
磨き砂汚泥																									
石材屑																									
都市ごみ焼却灰		溶融スラグ化																							
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化																								
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																								
湖沼等の汚泥																									

	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	<p><b>【判断の基準】</b>  原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。  再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。  なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。  再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="623 772 1344 884"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td rowspan="2">溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法						
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化						
下水道汚泥							

備考）判断の基準 については、JIS A 5031（一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）に定める基準による。

タイル	陶磁器質 タイル	<p><b>【判断の基準】</b>  原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。  再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。  ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。  土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b>  土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="623 1772 1331 1911"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td rowspan="3">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂（キラ）</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法							
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象							
無機珪砂（キラ）								
鉄鋼スラグ								

		非鉄スラグ	
		鋳物砂	
		陶磁器屑	
		石炭灰	
		廃プラスチック	
		建材廃材	
		廃ゴム	
		廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）	
		製紙スラッジ	
		アルミスラッジ	
		磨き砂汚泥	
		石材屑	
		都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
		下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化
		上水道汚泥	前処理方法によらず対象
		湖沼等の汚泥	

空調用機器	吸収冷温水機	<b>【判断の基準】</b> 冷房の成績係数が表に示された区分の数値以上であること。
-------	--------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が 25kW 以上のものとする。

2 吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、JIS B 8622 による。

表 冷房の成績係数

区 分	成績係数
冷凍能力が 186kW 未満	1.10 <u>1.15</u>
冷凍能力が 186kW 以上	1.15 <u>1.20</u>

配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	<b>【判断の基準】</b> 排水用又は通気用の硬質のポリ塩化ビニル管であって、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料として、その使用割合が製品全体における重量比で <u>30%以上使用されている表に示された区分の数値以上である</u> こと。  <b>【配慮事項】</b> 製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。
-----	--------------------	---

備考) 1 判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質のポリ塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管においてのみ適用する。

2 「使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管」は、JIS Q 14021 の 7.8.1.1a)2) 「ポストコンシューマ材料」の定義による。

表 重量比

管の区分	重量比
三層管	30%
単層管	80%

1 三層管は、JIS K 9797 及び JIS K 9798 とする。

2 単層管は、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであってかつ JIS K 6741 の規格を満たした排水・通気用の管、及び AS58（排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管）とする。なお、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであってかつ JIS K 6741 の規格を満たした排水・通気用の管は、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであることが容易に判別でき、かつ書面にて確認できること。

表3【建設機械】

品目名	判断の基準等																																																																	
<p><u>排出ガス対策型建設機械</u></p>	<p><b>【判断の基準】</b>  <u>別表1及び別表2に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第2次基準値又はこれより優れるものであること。</u></p> <p>別表1 トンネル工事中用建設機械</p> <table border="1" data-bbox="423 495 1369 798"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレードを装着したものを含む</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ・クローラローダ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下</td> </tr> <tr> <td>ダンプトラック</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td> </tr> <tr> <td>トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 一般工事中用建設機械</p> <table border="1" data-bbox="423 858 1369 997"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td> </tr> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2次基準値</p> <table border="1" data-bbox="423 1058 1369 1360"> <thead> <tr> <th>対象物質 出力区分 (単位)</th> <th>HC (g/kW・h)</th> <th>NOx (g/kW・h)</th> <th>CO (g/kW・h)</th> <th>PM (g/kW・h)</th> <th>黒煙 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8kW以上19kW未満</td> <td>1.5</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>0.8</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>19kW以上37kW未満</td> <td>1.5</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>0.8</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>37kW以上75kW未満</td> <td>1.3</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>0.4</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>75kW以上130kW未満</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>0.3</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>130kW以上560kW以下</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>3.5</td> <td>0.2</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」による。                  2. トンネル工事中用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。</p> <p><u>別表3及び別表4に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第1次基準値又はこれより優れるものであること。</u></p> <p>別表3 トンネル工事中用建設機械</p> <table border="1" data-bbox="423 1640 1369 1808"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドリルジャンボ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)</td> </tr> <tr> <td>コンクリート吹付機</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)</td> </tr> </tbody> </table>						機種	摘要	バックホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレードを装着したものを含む	ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下	ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く	トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く	機種	摘要	バックホウ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下	ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下	ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下	対象物質 出力区分 (単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)	8kW以上19kW未満	1.5	9	5	0.8	40	19kW以上37kW未満	1.5	8	5	0.8	40	37kW以上75kW未満	1.3	7	5	0.4	40	75kW以上130kW未満	1	6	5	0.3	40	130kW以上560kW以下	1	6	3.5	0.2	40	機種	摘要	ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)	コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)
機種	摘要																																																																	
バックホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレードを装着したものを含む																																																																	
ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下																																																																	
ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く																																																																	
トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く																																																																	
機種	摘要																																																																	
バックホウ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																																																																	
ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																																																																	
ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																																																																	
対象物質 出力区分 (単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)																																																													
8kW以上19kW未満	1.5	9	5	0.8	40																																																													
19kW以上37kW未満	1.5	8	5	0.8	40																																																													
37kW以上75kW未満	1.3	7	5	0.4	40																																																													
75kW以上130kW未満	1	6	5	0.3	40																																																													
130kW以上560kW以下	1	6	3.5	0.2	40																																																													
機種	摘要																																																																	
ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)																																																																	
コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)																																																																	

別表4 一般工事中建設機械

機 種	摘 要
発動発電機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式(溶接兼用機を含む)
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、基礎工事中機械で独立したもの
ローラ	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ロードローラ、タイヤローラ、 振動ローラ
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ラフテレーンクレーン

第1次基準値

対象物質 出力区分 (単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)
	7.5kW以上15kW未満	2.4	12.4	5.7
15kW以上30kW未満	1.9	10.5	5.7	50
30kW以上272kW以下	1.3	9.2	5	50

1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」による。
2. トンネル工事中建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。

備考)「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年5月25日成立、平成18年10月1日規制開始)において、規制対象となる建設機械を使用する際は、技術基準に適合したものを使用すること。

品目名	判断の基準等																				
排出ガス対策型建設機械	<p>【判断の基準】 —搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が別表1に掲げる値以下のものであること。—</p> <p>(別表1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象物質(単位) 出力区分</th> <th>HC (g/kW・h)</th> <th>NOx (g/kW・h)</th> <th>CO (g/kW・h)</th> <th>黒煙 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5~15kW未満</td> <td>2.4</td> <td>12.4</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>15~30kW未満</td> <td>1.9</td> <td>10.5</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>30~272kW以下</td> <td>1.3</td> <td>9.2</td> <td>5.0</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)	7.5~15kW未満	2.4	12.4	5.7	50	15~30kW未満	1.9	10.5	5.7	50	30~272kW以下	1.3	9.2	5.0	50
対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)																	
7.5~15kW未満	2.4	12.4	5.7	50																	
15~30kW未満	1.9	10.5	5.7	50																	
30~272kW以下	1.3	9.2	5.0	50																	

備考)「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年5月25日成立、平成18年4月1日施行)において、排出ガス成分及び黒煙の量等を規定した技術基準が定められ、同法に基づく使用規制が平成18年10月1日より始まっていることから、同法で規制対象となる建設機械を使用する際は、法律に準拠した機械を使用すること。

低騒音型建設機械

【判断の基準】

建設機械の騒音の測定値が別表2.5に掲げる値以下のものであること。

(別表2.5)

機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)
ブルドーザー	P < 55	102
	55 P < 103	105
	103 P	105
バックホウ	P < 55	99
	55 P < 103	104
	103 P < 206	106
	206 P	106
ドラグライン クラムシェル	P < 55	100
	55 P < 103	104
	103 P < 206	107
	206 P	107
トラクターショベル	P < 55	102
	55 P < 103	104
	103 P	107
クローラクレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100
	55 P < 103	103
	103 P < 206	107
	206 P	107
バイプロハンマー		107
油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機	P < 55	98
	55 P < 103	102
	103 P	104
アースオーガー	P < 55	100
	55 P < 103	104
	103 P	107
オールケーシング掘削機	P < 55	100
	55 P < 103	104
	103 P < 206	105
	206 P	107
アースドリル	P < 55	100
	55 P < 103	104
	103 P	107
さく岩機(コンクリートブ レーカー)		106
ロードローラー	P < 55	101



	タイヤローラー 振動ローラー	55 P	104
	コンクリートポンプ(車)	P < 55 55 P < 103 103 P	100 103 107
	コンクリート圧碎機	P < 55 55 P < 103 103 P < 206 206 P	99 103 106 107
	アスファルトフィニッシャー	P < 55 55 P < 103 103 P	101 105 107
	コンクリートカッター		106
	空気圧縮機	P < 55 55 P	101 105
	発動発電機	P < 55 55 P	98 102

表4【工法】

舗装(表層)	路上表層再生 工法	【判断の基準】 <u>既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置で表層を再生する工法であること。</u>
--------	--------------	--

## 20 - 2 印刷

### (1) 品目及び判断の基準等

印刷	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>印刷・<b>情報</b>用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>表1に示された<b>紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる</b>B、C及びDランクの<b>紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる</b>材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用の場合は、使用部位、廃棄<b>又はリサイクル</b>方法を記載すること。</p> <p>印刷物へリサイクル適性を表示すること。</p> <p>オフセット印刷については、植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。</p> <p><b>オフセット印刷に関連する印刷の各工程において、表2に示された環境配慮のための措置が講じられていること。</b></p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。</p> <p><del>原稿入稿後から刷版作製までの工程において、デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。</del></p> <p><del>印刷・加工工程上発生する損紙等のリサイクル率が可能な限り高いこと。</del></p> <p><del>印刷版（アルミ基材のもの）のリサイクルを行っていること。</del></p> <p><del>湿し水からの揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制に配慮されていること。</del></p> <p><del>印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。</del></p> <p><del>製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</del></p> <p><del>紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</del></p>
----	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷**物を印刷する役務**とし、文具類等の品目として調達する場合を除く。ただし、他の品目として調達する場合にあっては、可能な限り本項の判断の基準を満たすよう努めること。

2 判断の基準 及び の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。**ただし、古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、適用しな**

いものとする。

- 3 判断の基準の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、適用しないものとする。なお、古紙リサイクル適性ランク及び表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。

ア．Aランクの材料のみ使用する場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」

イ．AまたはBランクの材料のみ使用（ア．の場合を除く）する場合は「板紙にリサイクルできます」

ウ．CまたはDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」

- 4 調達を行う各機関は、表-2-3の資材確認票を参考とし、使用される資材等について確認するよう留意すること。なお、印刷物の長期使用、強度補強等のため光沢ラミネート等を行うことが望ましい場合もあることを勘案し、使用目的等にあった資材を適切に選択すること。

- 5 判断の基準の「植物由来の油を含有したインキ」とは、植物由来の油含有量の比率が、インキの種類ごとに下表のとおり定める要件を満たすものをいう。

インキの種類	植物由来の油含有量比率
新聞オフ輪インキ	30%以上
ノンヒートオフ輪インキ	30%以上
枚葉インキ (ただし、金、銀、パール、白インキ)	20%以上 (10%以上)
ビジネスフォームインキ	20%以上
ヒートセットオフ輪インキ	7%以上
各種 UV インキ	7%以上

- 6 「芳香族成分」とは、JIS K 2536 に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

- 7 調達を行う各機関は、必要に応じ表4のチェックリストを参考とし、印刷の各工程における基準（要求内容）について確認すること。

- ~~7 配慮事項の「揮発性有機化合物の発生抑制に配慮」とは、次の配慮がなされていることをいう。~~

~~ア．インキ及び塗料の揮発性有機化合物の含有量に配慮されていること。~~

~~イ．湿し水、洗浄剤及び廃ウエス容器等からの揮発性有機化合物の発生抑制対策を講じていること。~~

~~ウ．オフセット輪転印刷で熱風乾燥印刷の場合は、揮発性有機化合物排出処理装置（脱臭装置）を設置し適切に運転・管理していること。~~

- 8 判断の基準 及び 配慮事項 から — については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング（GP）認定制度』ガイドライン」を参考とすること。

- 9 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

表1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
紙	【普通紙】 アート紙/コート紙 /上質紙/中質紙/ 更紙	-	-	-
	【加工紙】 抄色紙(A)* / ファン シーペーパー(A)* / 樹脂含浸紙(水溶性の もの)	【加工紙】 抄色紙(B)* / ファン シーペーパー(B)* / ポリエチレン等樹脂 コーティング紙 / ポ リエチレン等樹脂ラ ミネート紙 / グラシ ンペーパー / インデ ィアペーパー	【加工紙】 抄色紙(C)* / ファンシ ーペーパー(C)* / 樹脂 含浸紙(水溶性のもの を除く) / 硫酸紙 / タ ーポリン紙 / ロウ紙 / セロハン / 合成紙 / カ ーボン紙 / ノーカーボ ン紙 / 感熱紙 / 圧着紙	【加工紙】 捺染紙 / 昇華転写紙 / 感熱性発泡紙 / 芳 香紙
インキ類	【通常インキ】 凸版インキ / 平版イ ンキ(オフセットイ ンキ) / 溶剤型グラビア インキ / 溶剤型フレ キシソインキ / スクリ ーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ / 水性フレキシソイ ンキ	-	-
	【特殊インキ】 リサイクル対応型 UV インキ / オフセッ ト用金・銀インキ / パ ールインキ / OCR イ ンキ(油性)	【特殊インキ】 UV インキ / グラビア 用金・銀インキ / OCR UV インキ / EB イ ンキ / 蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ / 減感イ ンキ / 磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ / 発泡 インキ / 芳香インキ
	【特殊加工】 OP ニス	-	-	-
加工資材	【製本加工】 製本用針金 / ホッチ キス等 / 難細裂化 EVA系ホットメルト / PUR系ホットメ ルト / 水溶性のり	【製本加工】 製本用糸 / EVA系ホ ットメルト	【製本加工】 クロス貼り(布クロス、 紙クロス)	-
	【表面加工】 光沢コート(ニス引き、 プレスコート)	【表面加工】 光沢ラミネート(PP 貼り) / UVコート、 UVラミコート / 箔押 し	-	-
	【その他加工】 リサイクル対応型シ ール(全離解可能粘着 紙)	【その他加工】 シール(リサイクル対 応型を除く)	【その他加工】 立体印刷物(レンチキ ュラーレンズ使用)	-

その他	-	【異物】 粘着テープ(リサイクル対応型)	【異物】 石/ガラス/金物(製本用ホッチキス、針金等除く)/土砂/木片/プラスチック類/布類/建材(石こうボード等)/不織布/粘着テープ(リサイクル対応型を除く)	【異物】 芳香付録品(芳香剤、香水、口紅等)
-----	---	-------------------------	--	---------------------------

注1 印の資材(難細裂化 EVA 系ホットメルト、PUR 系ホットメルト、リサイクル対応型 UV インキ、リサイクル対応型シール)は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

注2 \* 印の資材(抄色紙、ファンシーペーパー)は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

表2 オフセット印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程	項目	基準
製版	デジタル化	工程のデジタル化(DTP化)率が50%以上であること。
	廃液及び製版フィルムからの銀回収	製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムからの銀の回収等を行っていること。
刷版	印刷版の再使用又はリサイクル	印刷版(アルミ基材のもの)の再使用又はリサイクルを行っていること。
印刷	VOCの発生抑制	廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOCの発生抑制策を講じていること。 輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理していること。
	古紙へのリサイクル	損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の古紙へのリサイクル率が80%以上であること。
表面加工	VOCの発生抑制	アルコール類を濃度30%未満で使用していること。
	古紙等へのリサイクル	損紙等(光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム)の古紙等へのリサイクル率が80%以上であること。
製本加工	騒音・振動抑制	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。
	古紙へのリサイクル	損紙等(製本工程から発生する損紙)の古紙へのリサイクル率が70%以上であること。

- 備考) 1 本基準は、印刷役務の元請、下請を問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。
- 2 製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。
- 3 製版工程の「銀の回収等を行っていること」とは、回収等が不可能な場合を除き、すべて実施していることをいう。
- 4 刷版工程の「再使用又はリサイクルを行っていること」とは、再使用又はリサイクルが不可能な場合を除き、すべて実施していることをいう。
- 5 印刷工程及び製本加工工程の「古紙へのリサイクル率」には、製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル(RPFやエネルギー回収等)は含まない。

表-2-3 資材確認票の様式（例）

御中		作成年月日： 年 月 日			
件名： _____					
資 材 確 認 票					
_____ 印刷株式会社					
印刷資材	使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文	A	上質紙	製紙 /	
	表紙	A	コート紙	製紙 /	
	見返し	A	上質紙	製紙 /	
	カバー	-	-		
		A	平版インキ	インキ /	
インキ類					
加工	製本加工	A	PUR系ホットメルト	化学 /	
	表面加工	A	OPニス	化学 /	
	その他加工	-	-		
その他					

  

使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
AまたはBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

**注1** 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

**注2** 古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。

**注3** 内容に関する問合先等調達に当たって必要となる項目や押印等については、調達者が適宜判断し、様式の追加・変更等を行うこと。

表4 オフセット印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮チェックリスト(例)

工程	実 現	基 準(要求内容)
製版	はい/いいえ	A 工程のデジタル化(DTP化)率が50%以上である。
	はい/いいえ	B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収等を行っている。
刷版	はい/いいえ	印刷版(アルミ基材のもの)の再使用又はリサイクルを行っている。
印刷	はい/いいえ	廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOCの発生抑制策を講じている。
	はい/いいえ	輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理している。
	はい/いいえ	損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の古紙へのリサイクル率が80%以上である。
表面加工	はい/いいえ	アルコール類を濃度30%未満で使用している。
	はい/いいえ	損紙等(光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム)の古紙等へのリサイクル率が80%以上である。
製本加工	はい/いいえ	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
	はい/いいえ	損紙等(製本工程から発生する損紙)の古紙へのリサイクル率が70%以上である。

注1 印刷役務の元請、下請を問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。

注2 製版工程については、A又はBのいずれかを満たせばよいこととする。

## (2) 目標の立て方

当該年度に調達する印刷(他の役務の一部として発注される印刷を含む。)の総件数に占める基準を満たす印刷の件数の割合とする。

## 20 - 11 クリーニング

### (1) 品目及び判断の基準等

<p>クリーニング</p>	<p><b>【判断の基準】</b>          ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。          エコドライブを推進するための措置が講じられていること。          ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b>          揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。          ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。          事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。          可能な限り低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。          包装材（ポリ包装資材、袋等）の削減に努めていること。          省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。</p>
---------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「クリーニング」は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）に定めるクリーニング業をいう。ただし、毛布、ふとん、モップ等他の品目として調達する場合を除く。なお、他の品目として調達する場合にあっても、可能な限り本項の判断の基準を満たすよう努めること。

- 2 「ドレン」とは、蒸発してできた蒸気（飽和蒸気）が放熱や熱の利用により凝縮水へ状態変化したものをいう。
- 3 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」（平成18年10月）に基づく運転をいう。  
 （参考） ふんわりアクセル『eスタート』 加減速の少ない運転 早めのアクセルオフ エアコンの使用を控えめに アイドリングストップ 暖機運転は適切に 道路交通情報の活用 タイヤの空気圧をこまめにチェック 不要な荷物は積まずに走行 駐車場所に注意
- 4 「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。
  - ア．エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
  - イ．エコドライブに係る責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）等の取組を実施していること。
  - ウ．エネルギー使用実態を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。なお、その際は、車両の運行記録を用いることが望ましい。
- 5 「ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること」とは、次の要件を満たすことをいう。
  - ア．回収が適切に行われるよう、ユーザに対し回収に関する情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
  - イ．回収されたハンガーを洗浄し、再使用すること。
  - ウ．回収されたプラスチックハンガーについて、再使用できない場合にあっては可能な限りマテリアルリサイクルをすること。
- 6 「低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「11-1 自動車」を対象とする。



(2) 目標の立て方

当該年度に契約するクリーニング業務の総契約件数に占める基準を満たす業務の契約件数の割合とする。

|

|

## 20 - 12 自動販売機設置

### (1) 品目及び判断の基準等

飲料自動販売機設置	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p><u>エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。</u></p> <p><u>冷媒に次の物質が使用されていないこと。</u></p> <p><u>ア．オゾン層を破壊する物質</u></p> <p><u>イ．ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）</u></p> <p><u>断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。</u></p> <p><u>軽量化設計等による省資源化、分解が容易である等の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされているなど、表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</u></p> <p><u>特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</u></p> <p><u>使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。</u></p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p><u>エネルギー消費効率（年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率）、冷媒（種類、地球温暖化係数及び封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウェブサイトにおいて公表されていること。</u></p> <p><u>屋内に設置される場合にあつては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。</u></p> <p><u>屋外に設置される場合にあつては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。</u></p> <p><u>カップ式飲料自動販売機にあつては、マイカップに対応可能であること。</u></p> <p><u>真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。</u></p> <p><u>自動販売機本体と併設して飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。</u></p> <p><u>低燃費・低公害車の使用等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。</u></p> <p><u>製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p>
-----------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。

商品常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの

台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの

車両等特定の場所で使用することを目的とするもの

電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの

- 2 本項の判断の基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入れ替えが発生しない場合には適用しないものとする。
- 3 判断の基準 については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものについては適用しないものとする。
- 4 本品目における「地球温暖化係数」とは、温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度を二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。
- 5 判断の基準 イについては、次のいずれかに該当する場合は、適用しないものとする。
  - ア．紙容器飲料自動販売機又はカップ式飲料自動販売機
  - イ．使用される冷媒に用いられている物質の地球温暖化係数が相当程度小さい場合（地球温暖化係数 140 未満）
- 6 特定の化学物質の使用については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値以下とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
- 7 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、エネルギー消費効率を判断の基準 で算出された当該製品の基準エネルギー消費効率の数値で除した数値を百分率（小数点以下を四捨五入）で表したものとする。
- 8 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
  - ア．利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。
  - イ．設置場所（屋内・屋外、日向・日陰等）によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。
  - ウ．マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。
- 9 判断の基準 イについては、平成 23 年度の 1 年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、当該基準を満足しない場合であっても、特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分		基準エネルギー消費効率の算定式	
販売する飲料の種類	自動販売機の種類		
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機	$E=0.218V+401$	
	ホットアンドコールド機(庫内奥行寸法が400mm未満のもの)	$E=0.798Va+414$	
	ホットアンドコールド機(庫内奥行寸法が400mm以上のもの)	電子マネー対応装置のないもの	$E=0.482Va+350$
		電子マネー対応装置のあるもの	$E=0.482Va+500$
紙容器飲料	Aタイプ(サンプルを使用し、商品販売を行うもの)	コールド専用機	$E=0.948V+373$
		ホットアンドコールド機(庫内が2室のもの)	$E=0.306Vb+954$
		ホットアンドコールド機(庫内が3室のもの)	$E=0.630Vb+1474$
	Bタイプ(商品そのものを視認し、商品販売を行うもの)	コールド専用機	$E=0.477V+750$
	ホットアンドコールド機	$E=0.401Vb+1261$	
カップ式飲料	ニ	$E=1020[T-1500]$ $E=0.293T+580[T>1500]$	

備考) 1 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。

2 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。

3 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。

4 E、V、Va、Vb 及び T は、次の数値を表すものとする。

E : 基準エネルギー消費効率 (単位: kWh/年)

V : 実庫内容積 (商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。)(単位: ℓ)

Va : 調整庫内容積 (温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 11 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。)(単位: ℓ)

Vb : 調整庫内容積 (温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 10 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。)(単位: ℓ)

T : 調整熱容量 (湯タンク容量に 80 を乗じた数値、冷水槽容量に 15 を乗じた数値及び貯氷量に 95 を乗じて 0.917 で除した数値の総和に 4.19 を乗じた数値)(単位: kJ)

5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示 289 号 (平成 19 年 11 月 26 日) の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目 的	評価項目	評価基準
リデュース(省資源化)	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。 修理・保守性への配慮をしていること。
消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。	
リユース(再使用化)	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル(再資源化)	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。 プラスチックの種類の一貫化及び材料表示を行っていること。
		リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

(2) 目標の立て方

当該年度の契約又は使用許可により調達する飲料自動販売機設置の総設置台数に占める基準を満たす設置台数の割合とする。